

令和 8 年第 5 回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和 8 年 6 月 1 0 日

閉会 令和 8 年 6 月 1 5 日

熊本県球磨郡湯前町

令和 8 年第 5 回定例会

会 期 令和 8 年 6 月 1 0 日（水）から 6 日間
 令和 8 年 6 月 1 5 日（月）まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
6	1 0	水	本会議	午前 1 0 時	会期の決定、諸般の報告、行政報告、 一般質問、議案審議
	1 1	木	休 会		9：00 議会全員協議会 13：30 総務厚生文教常任委員会 15：30 企画経済建設常任委員会
	1 2	金	休 会		議案調査
	1 3	土	休 庁		
	1 4	日	休 庁		
	1 5	月	本会議	午前 1 0 時	議案審議

第 1 号

6 月 10 日（水）

令和8年第5回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和8年6月10日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問
日程第 6	議案第37号 令和8年度湯前町一般会計補正予算（第2号）について

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平	2番 吉 田 精 二
3番 西 靖 邦	4番 遠 坂 道 太
5番 椎 葉 弘 樹	6番 森 山 宏
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山 下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤 池 昌 信 議会事務局主事 橋 本 千 晴

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長		枋	秀	明	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	長	佐		大	保	健	長	佐	藤	由	美
建	設	長		高	堅	介	企	画	長	伊	藤	賢	郎
教	育	長		赤	池	子	農	振		浅	田		徹
会	計	者		黒	木	行	林	興	長				
	管						農	業	委				
	理						員	会	事				
							務	局					

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから令和8年第5回湯前町議会定例会を開会します。これから、議事日程に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、森山議員、味岡議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの6日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（金子光喜君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

まず、議長の公務について報告します。

3月26日、本町において上球磨正副議長会が開催されましたので、椎葉副議長とともに出席しました。

4月1日、湯前町保健センターにおいて、町職員の辞令交付式が開催されましたので、出席しました。

4月5日、湯前町消防団辞令交付式並びにポンプ操法大会が開催されましたので、全議員で出席いたしました。

4月8日、西米良村において、三市町村議会国道整備促進合同協議会の委員朝会が開催されましたので、西企画経済建設常任委員長とともに出席しました。

4月16日、熊本市において、熊本地震10年犠牲者合同追悼式が開催されましたので、出席しました。

4月27日、人吉において、球磨郡町村、定例議長会が開催されますので、出席しました。

冒頭に、九州地方整備局、八代河川国道事務所より、球磨川の河川整備と道路を巡る最近の動きについて説明がありました。

5月2日、里宮神社において農産物豊穰祈願祭が開催されましたので、出席しました。

5月7日、あさぎり町において上球磨正副議長会定期総会が開催されましたので、椎葉副議長とともに出席しました。役員改選については、会長に、あさぎり町小見田議長。副会長に私、金子。幹事に多良木町宇佐議長と、水上村那須議長が選任されました。また、令和8年度の事業計画については、例年通りの事業を予定することになりました。

5月13日、湯前町商工会総会が開催されましたので、西企画経済建設常任委員長とともに出席しました。

5月15日、熊本市において、熊本県町村議会議長会研修会が開催されましたので、出席しました。研修では、議員報酬と議員活動のあり方と題して、熊本大学名誉教授伊藤洋典氏から講演がありました。

5月18日、本町、西米良村及び西都市において、三市町村議会国道整備促進合同協議会の現地調査が行われましたので、企画経済建設常任委員とともに出席しました。

5月21日、人吉において球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。

5月26日、全国議長、副議長研修会が東京都で開催され、椎葉副議長とともに出席しました。

翌27日、県関係国会議員への要望が行われ、球磨郡からは、豪雨災害等から、国土を守る、治山事業及び森林整備の強化について。球磨川における抜本的な治水対策の促進について。球磨地域幹線道路網の整備について。雇用対策についての4点を要望しました。

5月28日、宮崎市において、九州治水期成同盟会総会が開催されましたので、出席しました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。町長提出は、付議事件一覧の通り、報告3件、議案6件、同意9件、議会提出は、議員派遣1件となります。一般質問は、3人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と処理経過及び結果について報告します。陳情1件を受理しております。

6月3日開催の議会運営委員会において、処理について協議を行いましたが、次回の議会運営委員会において再度協議することとしました。先の定例会で議決した、議員派遣の報告書は議長室にございますので、そちらをご覧ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表の通りです。報告書は同じく議長室でありますので、ご覧ください。

監査委員から、3月、4月、5月の例月現金出納検査結果報告書がタブレットに掲載

の通り、議長宛に提出されていますので、ご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○**8番（倉本 豊君）** 上球磨消防組合議会の報告を行います。

第1回上球磨消防組合議会臨時会が8月、5月15日、1日限りで開催されました。

報告1号において令和7年度上球磨消防組合一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告について、の報告がございました。議案第4号、物品販売契約の締結については小型水槽付消防ポンプ車、更新事業についてでありまして、契約金額が7,865万円。相手方が今回は、熊本市の野々村ポンプ株式会社でありました。

以上、上球磨消防組合臨時会の報告を終わります。

○**議長（金子光喜君）** これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○**議長（金子光喜君）** 行政報告を行います。町長の行政報告を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 本日からの6月定例会どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第5回湯前町議会定例会にあたりまして、行政報告を行わせていただきます。なお、主な行政報告のみ読み上げさせていただきます。

3月2日、熊地域振興局におきまして、3月球磨郡定例町村長会議が開催されましたので出席をしております。会議では、新規採用職員研修などの令和8年度事業につきまして、協議を行っているところでございます。

4日、あさぎり町ポッポ一館におきまして、くま川鉄道臨時総会が開催されましたので、出席をしました。会議では、前取締役の退任に伴う取締役の選任が行われ、大岩禎一球磨村長が選任されました。

同日、くま川鉄道管理機構臨時社員総会が開催されましたので、出席をしました。

同日、くま川鉄道第153回取締役会が開催されましたので、出席をしております。

5日、公立多良木病院におきまして、令和8年第1回路磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開催されましたので、出席をしております。

6日議会議場におきまして、第3回議会定例会本会議が6日から13日まで開催されましたので、出席をしております。会議では、令和8年度施政方針を述べたほか、条例の制定、改正、補正予算、当初予算など20の議案を提出し、全議案、ご可決をいただいております。

16日から11日にかけて、熊本市、宮崎市におきまして、令和7年度南九州中部地域医療連携協議会要望活動が開催されましたので、出席をし、産科医不足などの地域課題解決や、安定した医療提供体制の確保に向けた支援を要望しております。16日が、熊本大学病院、熊本県医師会、熊本県庁に行っております。17日が宮崎県医師会に要望を行ったところでございます。

23日、球磨地域振興局におきまして、くま川鉄道全線開通、奥球磨地域活性化協議会設立総会が開催されましたので、出席をしております。

24日、クリーンプラザにおきまして、令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので、出席をしております。同日、人吉球磨広域行政組合、令和8年3月定例理事会が開催されましたので出席をしております。会議では職員の人事異動を承認したほか、規則及び訓令の一部改正及び令和8年度理事会事業等について協議を行っております。

25日、熊本市ホテル日航におきまして、第79回熊本県町村会定期総会が開催されましたので出席をしております。会議では、各郡町村会からの要望事項等が審議され、球磨郡からは「球磨地域公共交通網の整備促進について」、「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「雇用対策について」の3件が提出され、今後、県知事・県議会議長及び県選出国會議員に要望活動が行われます。また、熊本県産米を「平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハ」への認定を求める要望（案）が審議され、国に対し要望することが決定しました。

28日、東京都主婦会館プラザエフにおきまして第27回関東地区湯前ふるさと会総会が開催されましたので出席をしております。総会出席会員は29名でありました。

30日、熊本県庁におきまして、「株式会社ものつく」との立地協定締結式を開催しております。この会社は沖縄県に本社を置き、システム開発、Web制作などを行っており、本町では、IT人材を新規雇用し、地域向けのIT人材育成教育事業を目指していただいております。

4月1日、集団研修室におきまして辞令交付式を開催し、令和8年度の新規採用、一般職員6名、任期付採用職員1名、暫定再任用職員1名及び人事異動職員に対しまして、辞令を交付しております。

同日、サテライトオフィスにおきまして、湯前町サテライトオフィス開所式及び立地協定締結式を開催しております。立地協定先は「株式会社日本の端から日本を元気に」の会社でございます。

それから9日でございますけども、上里一区公民分館におきまして、アグリ湯前設立総会が開催されましたので出席をしております。この団体は、馬場集落、上里集落、湯前西部集落の3つの集落営農組織による農作業の効率化と経営安定化を図るために組織

されたものでございます。

13 日、球磨地域振興局におきまして、4 月球磨郡定例町村長会議が開催されましたので、出席をしております。会議では管内主軸事業要望と、町村長研修等の協議を行ったほか、復興支援チャリティーショーの公演も決定しております。

15 日、人吉アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和 8 年 4 月定例理事会が開催されましたので出席をしております。会議では、第 3 次定員適正化計画及び第 3 次特定事業主行動計画をはじめ、普通交付税の算定に用いる基礎数値の案分率に関してなどの協議を行っております。

同日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道全線全線運行再開関連イベント実行委員会が開催されましたので出席をしております。

同日、くま川鉄道臨時株主総会が開催されましたので、出席をしております。そしてくま川鉄道第 156 回取締役会が開催されましたので、出席をしております。

17 日を応接室におきまして、湯前町森づくり実行委員会総会が開催されましたので、出席をしております。

同日、熊本市ワンステーションホテルにおきまして、熊本県 B & G 地域海洋センター連絡協議会総会が開催されましたので出席をしております。総会では、役員改選が行われ、私が会長に就任をしております。

20 日、熊本県庁におきまして、熊本県町村会要望活動が開催されましたので、球磨郡を代表して出席をしております。県全体では、町村財政の充実・強化について、地方創生及び デジタル化施策の推進についてなど全 6 件。球磨郡からは球磨 地域公共交通網の整備促進について、球磨川における抜本的な 治水対策の促進について、雇用対策について、の 3 点を要望しております。

23 日、洋会議室におきまして、区長会を開催し、新任再任された区長に対し、委嘱状を交付した後、令和 8 年度の取り組みについて協議を行っております。

24 日、議長室におきまして、令和 8 年第 4 回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会、委員会が開催されましたので、出席し、議案等の概要を説明しております。

同日、議会議長におきまして、令和 8 年第 4 回議会臨時会本会議が開催されましたので、出席をしております。令和 8 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号）など、2 議案に承認を提出し、原案通りご可決をいただいております。

25 日から 26 日にかけて、グリーンパレスキャンプ場におきまして、ドゥ・ヨネザワ企業グループと協賛による「よりみちキャンプ」が開催され、地元歓迎挨拶を行っております。有名アーティストによるスペシャルライブのほか、まち歩きポイントラリー、星空観測などのコンテンツを用意し、大いに盛り上がっていただいております。

30 日、上球磨消防組合におきまして、令和 8 年第 2 回上球磨消防組合正副組合長が開

催されましたので、出席をしております。会議では、上球磨消防署、西（あさぎり）分署について協議を行っております。

8日、猪鹿倉におきまして、みらいの森ゆのまえ第2回森林保全活動が開催されましたので、地元関係の挨拶を行っております。今回の参加者は、未来工房を始め、熊本県梅檀の未来研究会等から、総勢16名となり、梅檀の春芽掻き作業を行っていただいております。

11日、人吉アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合、令和8年5月定例理事会が開催されましたので、出席をしております。会議では令和8年度に実施する職員採用試験入札及び随意契約締結結果などについて協議を行っております。

11日、人吉球磨地域振興局におきまして、5月球磨郡定例町村長会議が開催されましたので、出席をしました。球磨川の河川整備と道路を巡る最近の動きをはじめ、管内主軸事業上京要望及び高校教育改革、球磨郡民体育祭の対応など、郡内の諸課題について協議を行いました。

12日、東京都砂防会館別館におきまして、全国道路利用者会議第78回定時総会が開催されましたので、出席をしております。

13日、同じく東京都砂防会館別館におきまして、道路整備促進期成同盟会全国協議会第47回通常総会が開催されましたので出席をしております。この総会で、役員改選が行われ、会長に熊本県の荒木義行合志市長が選任をされております。また、終了後「命とくらしを守る道づくり大会」が開催されましたので出席をしております。

14日、洋会議室におきまして、「いちどろ合同会社」との立地協定締結式を開催しております。この会社は、三重県鈴鹿市を拠点に、太陽光発電、赤外線調査、ドローン撮影の3つの事業を展開している会社でございます。

同日、洋会議室におきまして、「佐川急便株式会社」との災害協定締結式を開催しております。この協定は佐川急便が、この協定は、佐川急便が保有されているリソースやノウハウを活用し、災害対応をはじめ、地域活性化や持続可能な社会の実現に向けて様々に取り組んでいただくものであります。

15日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合議会臨時会が開催されましたので出席をしております。また、上球磨消防組合議会議員懇談会が開催されましたので、出席をしております。会議では、組合議員に消防広域化及び仮分署の運用について説明し、意見を求めています。

16日、熊本市、熊本ホテルキャッスルにおきまして、第76回熊本県治水砂防協会通常総会が開催されましたので、出席をしております。令和8年度も砂防関係の予算確保のために、政府等や県選出国會議員等に要望活動が実施されます。

20日、鹿児島市サンロイヤルホテルにおきまして、九州国土協会の通常総会が開催さ

れましたので出席をしております。この協会は、九州の幹線道路網の整備、交通安全施設の充実、環境保全対策の推進など、豊かな郷土と住みよい、生活環境の実現を目指すために設立され、各種要望活動を行っていくところでございます。

22 日、町長室におきまして、ドゥ・ヨネザワ企業グループ、米澤社長と連携事業につきまして打ち合わせを行っております。

同日、鹿児島市ホテルレクストン鹿児島におきまして、南九州ブロック B & G 地域海洋センター連絡協議会総会が開催されましたので、出席をしております。総会では、役員改選が行われ、私が副会長に就任しております。また、優良海洋センター表彰で、上屋付・屋外プールの部におきまして、利用者人口比率で全国第 1 位の表彰を受けております。また、B & G 地域海洋センター等所在自治体間災害時相互応援協定締結式が開催されましたので、出席をしております。

23 日、大阪市、新大阪東口ステーションホテルにおきまして、第 29 回関西地区湯前ふさと会総会が開催されましたので出席をしております。現在の会員数 36 名のうち、総会出席につきましては、29 名の皆様が出席をいただいております。

26 日、球磨地域振興局におきまして、熊本県による主要事業説明会が開催されましたので出席をしております。農林部関係では鳥獣被害防止総合対策事業をはじめ、15 事業 3 億 9,901 万円、土木部関係では幸野染田線をはじめ、7 事業 2,180 万円、災害復旧事業 1,600 万円、その他の事業 1,813 万円が予定をされております。

28 日、東京都砂防会館別館におきまして、全国治水砂防協会第 90 回通常総会が開催されましたので、出席をしております。

29 日、同じく東京都砂防別館におきまして、全国治水期成同盟会連合会通常総会が開催されましたので、出席をしております。

30 日、水上村、岩野公民館におきまして、上球磨森林組合通常総会が開催されましたので、出席をしております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（金子光喜君） ここで、一般質問準備のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 27 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第 5 一般質問

○議長（金子光喜君） 日程第 6、「一般質問」を行います。

本定例会における通告者は3名です。順番に発言を許します。

1つ、スポーツ施設の利用促進を図るための取り組みについて、遠坂議員の質問を許します。

○4番(遠坂道太君) 改めまして、おはようございます。4番議員の遠坂でございます。ただいま、金子議長の許可を受けましたので、通告書に従い、一般質問を行います。

1つ、スポーツ施設の利用促進を図るための取り組みについて伺います。合宿を成功させるために、目的の明確化、非日常な環境、寝食をともにする連帯感、集中的なカリキュラム、休息・回復、この5つの主要要素が欠かせません。これらを適切に設計することが重要です。合宿の目的によって、重視すべき要素が変わります。スポーツ合宿・文化合宿では、専門的な設備、栄養管理された食事、適切な休息スケジュールといった要素です。湯前グリーンパレスは、合宿を成功させるための主要要素を持っている場所ではないかと思います。私は中学校時代、柔道に席を置いていました。道場で練習し、寝起き、食事を自分たちでつくり道場で食べたことを思い出します。教育長にお尋ねしますが、剣道で学生、教職時代に、合宿の企画等経験しておられますので、スポーツ合宿の必要性について伺います。

○教育長(桝原秀明君) 遠坂議員のご質問に、お答えをいたします。合宿の、必要性について、ご質問をいただきました。児童生徒の、育成や、スポーツ、文化活動の振興において、合宿が、果たす役割は、そして、その必要性は極めて高いものがあると認識をしております。

私の、これまでの経験等を踏まえ、豊かな人間性と、生き抜く力の育成という教育的観点から、合宿の必要性について述べてみたいと思います。

合宿の本質は、単に、技術の向上や練習量を確保することだけに、留まりません。学校や、家庭という、見なれた環境を離れ、仲間とともに、寝食をともにし、集団生活を送る中で、規則正しい生活習慣や、自立心、協調性、そして、他者を思いやる優しさや、感謝の心などが、自然と育まれます。自ら考え、仲間と協力して、課題を乗り越えるという、日常的な体験は、これからの予測困難な時代において、児童生徒がたくましく生き抜く力を養う上で教室の中だけでは、得難い極めて重要な人間教育の場であると考えております。

また、町外から訪れる高い志を持ったスポーツチームや、文化団体と、本町の児童生徒が、交流する機会を作ることとは、とても大きな刺激となります。本物の技術や、ひたむきな姿勢に、間近で触れることは、児童生徒に夢や、目標を与え、未来を生き抜く力を育む貴重な、生きた教材となります。なお、合宿を行うにあたっては、近年の猛暑に伴う、安全管理の徹底、熱中症対策、さらには、指導者や保護者の負担軽減といった、現実的な課題等にも、十分配慮し、安全、安心を最優先とした体制づくりが求められる

と思います。以上で答弁を終わります。

○4番（遠坂道太君） ただいま教育長にスポーツ合宿の必要性につきまして伺いました。私も大体同じような、このような教育が言われたような、形で私の記憶と思っております。

そこでですね合宿施設及び、スポーツ施設の利用状況と課題につきまして、伺います。まず、合宿施設のですね、利用状況、施設とスポーツ施設の利用状況につきまして、伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） それでは、企画観光課の方で管理しております、グリーンパレス合宿棟の、令和5年度から令和7年度の利用状況についてお答えいたします。令和5年度につきましては28件、593名。令和6年度につきましては29件、476名。令和7年度におきましては27件570名となっております。利用内容につきましては、スポーツ大会等の参加や、子供会等における、宿泊が中心でございまして、合宿施設、目的としての合宿の利用としましては年間数件という利用になっているところでございます。

○教育課長（赤池寛子君） 教育課の方からは、スポーツ施設の利用状況についてお答えさせていただきます。スポーツ施設につきましては、令和5年度から令和7年度の利用状況についてお答えしますと利用人数についてご説明いたしますけれども、令和5年から7年度の3ヵ年の平均利用人数は100人未満四捨五入でご説明いたします。各年度の詳細につきましては、説明資料としてタブレットに格納しておりますので、ご確認いただければと思います。まず体育館ですけれども利用人数は6,300人、それからプール7,300人。グラウンド、6,900人。最後に、多目的コートが3,900人といった利用状況となっております。

○4番（遠坂道太君） 今、利用料金につきまして伺いました。そうですね合宿施設とスポーツ施設私は老朽化が進んでいるんじゃないかというふうに、思っているところでございます。そこでいくつかの施設におきましては改修があったと思いますが、施設の経過年数、何年ぐらいたっているかそれについて伺いたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 合宿棟の経過年数ということでございますけれども、私が記憶しているところでございますが、昭和57年ぐらいに建設をされておりました野外施設はですね、その中で改修が令和元年のときに、1度一部の改修は行っております。以上でございます。

○教育課長（赤池寛子君） 体育施設につきましてですけれども、B&G海洋センター体育館事務所の方が、昭和56年度建築ですので44年経過。B&G海洋センタープールがですね昭和56年建築、そのあとに大規模改修等ございまして、平成9年に改修を行っております。平成9年ですので、30年近く経過しているところになります。町民グラン

ドが昭和 56 年度を整備しております。経過年数 44 年です。多目的コートの方が令和 4 年度に改修を行っておりますのでまだ数年しかたっておりません。弓道場の方が、昭和 34 年建築ですので、67 年経過しております。

○4 番（遠坂道太君） ただいま各施設の、経過年数につきまして伺いましたが、非常にやはり年数も経ってる、もう 40 年以上経ってるというふうに思ってるところでございます。

途中でも耐震化とか、改修もさせてきたじゃなかろうかというに思ってるところでございますが、そこで施設のですね、問題というのがあると思いますので、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 合宿施設の課題としましては、議員ご指摘の通り施設の老朽化に加えまして、利用者のニーズの変化の対応。さらに隣の水上村ではですね、合宿を中心としたまちづくりを行っておられますので、そのような施設との差別化を図るために、の魅力向上が考えられるというところでございます。

○教育課長（赤池寛子君） スポーツ施設が抱える課題でございますけれども、体育館におきましては、空調設備が整備されていないということで、特に猛暑の時期には、熱中症が心配されるところであります。現在は所有しておりますスポットクーラーを 2 台ありますので、体育館内に設置しまして、協議の合間にご使用いただいています。また、ロビーに空調が整備されておりますので、そこで休憩をいただきながら、体育館の利用をされているといった状況でございます。また、郡民体育祭銃剣道の会場として使用予定ではありましたが、暑さ対策のために、ほかの会場に場所を移し、開催することにしております。

次に町民グラウンドと多目的コートの照明設備につきましては、不良箇所もありまして、照度不足もあるということと、いずれ交換用のランプの入手が困難になりますので、見込まれますことから将来的には、LED 化改修を進めなければならない。

また、グラウンドにつきましては、排水路のほうに土砂が堆積しておりまして、雨天時にはウォーキングロード土砂が流出しているといった状況でございます。

多目的コートは、屋根つきの部分がないために休憩できる日陰がないということ。それからナイター利用の際には、野球コートからの照明の眩しさがあったりといった、利用者からのご意見をいただいております。

プールにつきましては、老朽化により修繕箇所が大変多くなっております。利用者の安全を第 1 に考えまして、緊急度が高いものは随時修繕を行っておりますが、最小限の修繕にとどめている状況であります。そのほか修繕が必要な箇所といたしましては、屋根の断熱材の剥離、それから複数箇所ですけれども、外部軒天の落下。屋内鉄骨の塗装の剥離雨漏りが挙げられます。

それから最後に海洋センターには、男女の更衣室がございますけれども、そこは倉庫と、それからランドリールームとして兼ねて、使用しておりますので、複数人での利用には支障もあったり、またロッカーの設置もなく、利用者の方にはご不便をおかけしている状況でございます。以上が施設の主な課題となります。

○4番（遠坂道太君） グリーンパレスの施設、合宿ともう1つですが、やはり施設の老朽化が第一ではないかどうかと思いますし、また、今後管理を維持していかなければならないと思います。限られた財源の中で、維持管理や改修費用の捻出が大きな課題と、私も思っているところでございます。湯前町公共施設等総合管理計画では、スポーツ施設については、体育館、グラウンドについて、学校施設のグラウンドや体育館の一般利用等を踏まえ、財政状況及び地域の実情等を考慮し、施設数の適正化を図るとともに、必要な施設は改修や、建て替えを行う。老朽化した施設は、他施設との集約化など、ストックをふやさない。施設確保の方法を検討した上で、必要な施設は改修や建て替えを行うとなっております。そこで、要旨の1のですね、海洋センター体育館に隣接する空き地について、活用を検討してはどうかについて伺います。土地を購入されてから、長い年数が過ぎているように思いますが、今まで、活用につきまして、協議検討されたのか。協議検討した結果どうだったのか伺いたいと思います。

○教育課長（赤池寛子君） この空き地は弓道場の建設予定地として購入されたわけですが、建設中止決定後は、活用につきまして、何度か一般質問でもご質問いただいております。これを受けまして、過去に教育委員会や社会教育委員会会議の中で検討がなされております。その中で、武道場を兼ねた体育館の増設、駐車場の整備、テニスコート、トレーニングルームの増設といった活用に対する意見がございました。また、検討の場として、協議会などの組織を設置して、本格的に検討を行ったわけではございません。検討した結果はどうであったかということですが、先ほど答弁いたしましたように、活用について本格的な検討を行っておらず、活用方針の決定に至っていない状況です。本町では、少子高齢化や、観光振興対策、駅前周辺の開発、文化財の改修。それから、令和2年豪雨災害からの復旧復興など、優先すべき課題へ対応してきたと認識しております。

○4番（遠坂道太君） 武道場とかですねそういう辺りの検討がなされてきたというように、弓道場の方も、中止されてからいろいろと検討、充実したということじゃなくて、それ以上のことはしていないということで、と思います。

そこで私の提案でございますが、スポーツ屋内練習場の整備を検討したらどうかと思います。スポーツ合宿を促進していくために、様々なスポーツに順応できる施設が必要になります。グリーンパレスにはグラウンド、テニスコート、体育館プールとか、いろいろなスポーツ合宿のできる場所であると思います。屋内施設、練習場の必要性ですが、

天候や季節に左右されず、安全かつ効率的なスキルアップと健康維持を可能にするために不可欠です。年間を通じて計画的な練習ができる点や、最新の解析機能利活用できる点が、現在のスポーツ環境において、非常に重視されています。また、地域住民の健康づくりの拠点や、年齢、性別を問わないコミュニティスペースとして役割を果たすことができます。そこで、スポーツ屋内練習場の整備、検討してはいかがでしょうか、伺いたいと思います。

○**教育課長（赤池寛子君）** 議員ご提案いただきました、総合的スポーツ屋内練習場がありますが、スポーツ環境の充実という観点からは、その必要性は理解するところですが、本町におきましては、既存の体育施設をいかに活用していくかが基本と考えており、人口規模や、利用の需要、それから建設後の維持管理経費、今後の財政負担等を、総合的に勘案いたしますと、現時点では、新たな屋内練習場を整備することは、慎重に検討しなければならないと考えております。

○**4番（遠坂道太君）** 今、新たな施設は作らないというようなことのような、私は受け取りをしたところでございます。今ですね現状の町としても、グリーンパレス一帯再整備計画に取り組んでおられると思います。同エリアを、観光の拠点と再構築する地域活性化の核となるプロジェクトに、取り組まれるというふうに私は思っていると思いますが、今後ですねやはり、そういう1つの、今、私が提案したものを、そうしてくださいとかそういう問題はないと思いますけれども。これをですね、こういうグリーンパレス一帯再整備計画の中で、いろいろと検討していただければというふうに私は思っているところでございます。そこをですね、スポーツ合宿の活性化となる場として、今後ですね検討してもらえば、非常にいいのではなかろうかというに思っているところでございます。

次の質問に移ります。要旨2の海洋センター体育館に柔道畳を整備し、合宿所として活用する考えはないかについて伺います。この質問につきましては、数年前に町長にも伺いました。回答としては考えている施設があるので、その時に検討したいとのことでありました。そこで、季節に左右されず、常に快適に使用していただくために、空調設備が必要じゃないかと思います。町体育館が4ヶ所ありますが、海洋センター体育館だけが整備されていません。空調整備をする考えはあるのか伺いたいと思います。

○**教育課長（赤池寛子君）** 冒頭の質問で答弁しました通り、施設の課題としまして、空調設備が未整備であることを申し上げましたけれども、B&G体育館は指定避難所にはなっておりますことから、空調設備の整備は実施したいと考えております。

○**4番（遠坂道太君）** やはり空調設備は必要だというふうに思っていますので、中学校の体育館のほうも終わったところでございますので、来年度あたりぐらいから取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。常に快適に使用できる環境整備をし、柔道畳を整備して、多数人員での合宿ができるのではなかろうかと思います。

30 年以上前になると思います。海洋センター体育館で湯前小年剣道クラブと、多良木町の管内 2 ヶ所の道場との合同合宿を行ったことがあります。海洋センター体育館で合同合宿をし、夕食朝食をみんなで作り、みんなで体育館の床に寝たことを思い出します。栃原教育長も参加されたではなかろうかと思います。現在の合宿棟は、人数も 25 名程度が宿泊となっているんじゃないかと思います。海洋センター体育館に柔道畳を整備することで、多数人数の合宿所として活用できると思います。そして 20 数年来、湯前町と関係をいただいている龍谷大学柔道部の練習場にも使用できるのではないのでしょうか。今年から湯前町のロゴをつけ、ユニホームを使用されております。今年の 2 月に、合同練習が小学校体育館を使用して行われました。柔道畳が中学校にある畳では足りないため、多良木町の道場よりお借りして開催されました。同じグリーンパレス内の施設の利用となり、練習、筋トレとプール、ランニング等が同じ場所でできるのではないのでしょうか。そこで、海洋センター体育館に柔道畳を整備し、合宿所としての活用する考えはないか、伺いたいと思います。

○**教育課長（赤池寛子君）** 議員がおっしゃいますように、B & G 海洋センター体育館に柔道畳を整備しましたならば、3 月に実施されました、龍谷大学女子柔道部の練習会のときのように、畳の運搬の手間は軽減でき、合宿や柔道の大会など受け入れやすくなりますが、畳を整備するとなれば、購入に要する財源が必要となること。それから、畳を適切に管理することが必要となって参ります。また、合宿所としての活用についてでありますけれども、合宿誘致においては、競技施設と宿泊施設が一体的に利用できることが重要な要素となりますことは承知しております。体育館と合宿所を組み合わせることで、利用者の利便性向上や滞在型利用の促進が図られ、また交流人口の拡大や、地域経済への波及効果が期待できるものと考えておりますけれども体育館近隣には既存の合宿等がございます。施設は老朽化しておりますが、利用価値のある施設であると考えておりますことから、体育館に合宿のために必要な設備を新たに整備するといったことはせずに、既存合宿棟を、継続して活用できればと考えているところであります。

○**4 番（遠坂道太君）** 今の合宿棟で、再整備というふうなことを考えておられるのかそれについて伺いたいと思います。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 遠坂議員のおっしゃいます柔道に関する合宿も含めてですね、ニーズをまず把握をさせていただきながら、その中で青写真を今年描きますので、その中で事業の有無も含めてですね、検討して参りたいと思っております。

○**4 番（遠坂道太君）** 今度青写真の中にでもですね、入れていただければ最高かなというふうに思ってるところでございます。年々湯前町を応援していただく、国の方もですね、増えてきてるよう思ってるところでございます。そこでふるさと納税も増加してるというふうに私は思っております。そこでその財源をですね、こういう形で、先ほど財

源がって言われてましたので、そういう形で利用されることは考えてはいないのか、それにつきまして、終わりたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 財源の話になりましてふるさと納税につきましてはですね、今順調にといいますか、目標に向かってふるさと納税については寄付を募っております。

しかしながら、ふるさと納税も頭打ちになる時期もあるんじゃないかなと私たちは思っております、いかにその返礼品をどう今回町として返礼品をどう今後PRしていくかという部分についてはですね、課題を見つけながらその課題に対して寄付を集めていきたいと思っております。財源につきましては、ふるさと納税ということだけではなくてですね、いろんな財源を見つけながら、そういう改修も含めてまちづくりに寄与する、財源をですね、検討しながらやっていければなと思っているところでございます。

○4番（遠坂道太君） やはり財源を問題、資金ですよね。資金をどうするかということになってるようでございます。やはり私は思ってるのは、B&Gのですね、活用で、連続16年というような形で町長も言われておりました。特Aをですね、いただいております。そこで、B&Gあたりにご相談できないのかということも、私は1つじゃないかというふうに思っておりますので、町長に答弁よろしくをお願いします。

○町長（長谷和人君） 遠坂議員が冒頭総合スポーツの施設というふうなお話をされたんですけど、残念ながらこのB&G財団の修繕助成事業、これは対象になりません。申し訳ございません。それから併せまして、先ほど教育課長の方から答弁しておりますけれども、プール等の部分が一部、いろいろ剥離があったりとかというのがございますけれども、こちらについてはB&Gと協議をしてみなきゃわからないわけですけども、先ほどおっしゃいました特Aの部分がございますので、これは活用が可能ではないかなと、そういうふうに思っているところでございます。ちょっと調査をしてみないとわからないわけでございますけれども、そういう答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時07分

—————○—————

○議長（金子光喜君） 休憩終わり会議を開きます。

○4番（遠坂道太君） 先ほども提案いたしました屋内スポーツ練習場とか体育館に柔道場畳を整備する場合、資金面等もあると思います。もし、設備等するんであればどのような資金があるのかそれにつきましてお伺いしたいと思います。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時08分

再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり会議を開きます。

○教育課長（赤池寛子君） 財源の話ですけれども、そういった事業を展開するのであれば、要件等も調査し、有利な財源がないかを見つける必要があると考えております。どの位、どのような財源補助事業があるのかとかは、調査をしないと、まだこの場では答えられませんので、はい。有利なものを見つけないかと思っております。

○4番（遠坂道太君） 私はちょっと調べた中では、活用可能な支援制度ということで、地域スポーツ施設整備助成金、あと学校関係で使える学校施設環境改善交付金、そういうあたりがあるようです。またスポーツ産業の場合、会社等がやる場合は、成長促進事業というような形の、スポーツコンプレックス推進事業と、そういうものを、あるようでございます。そういった形の施設等もありますし、本日、空き地の活用とか、海洋センター体育館柔道畳の整備とか、合宿所としての活用と提案しましたが、先ほど教育長にスポーツ合宿の必要性についてお話いただきました。その中で、スポーツ合宿の必要性は、日常の環境から離れてトレイトレーニングに没頭できる特別な機会。やはり、集中的な練習による競技力の飛躍的な向上や寝食をともにすることによるチームワーク、結束力の強化など、短期間で大きな成長と一体感を得るために不可欠な役割を果たすことが、必要性であるとのこと。特に、学生や子供の場合、親元を離れることで、身の回りのことは自分で行う自立を学ぶよい機会となります。集団生活を通じて、リーダーシップや、フォロワーシップなどのチーム内の、自分の役割を自覚しやすくなります。また、施設利用や合宿誘致を通じて住民とチーム間との交流が生まれ、まちの活性化にも繋がります。国はスポーツと景観、環境、文化などの地域資源を掛け合わせ、プロチームや大学などのスポーツ合宿、キャンプの誘致を初めとしたスポーツによる、地域の活性化を目指しています。そのような取り組みを行う主体を地域スポーツコミッションと位置付け、資金面などで支援を行っているようです。

今後、町長に伺います。最後に伺いますが、合宿施設及びスポーツ施設の利用向上に向けて、今後、町としてどのように取り組んでいくのかについて、町長に伺いたと思います。

○町長（長谷和人君） 合宿施設及びスポーツ施設の利用向上に向けて今後どのように取り組んでいくかというご質問でございますけれども。合宿施設の利用実績につきましては先ほど企画観光の課長が答弁しておりますが、スポーツ大会開催時の宿泊利用が中心であるということと、合宿利用者が年間数件にとどまっているという状況がございます。

また教育課長も答弁しておりますけれども、合宿誘致におきましては、競技施設と、それから宿泊施設が一体的に利用できることが重要という要素となるというふうになっておると思います。加えましてご提案の総合的スポーツ施設の整備や、合宿等の整備。これには多額の予算が必要とまた運営や維持管理をどのように行うのか。またどのくらいの需要が見込めるか、これ多くの課題があるというふうに思っております。先ほどちょっとぶり返しになるかもしれませんが、いろいろ遠坂議員が各種の財源等も調べてらっしゃるわけでございますけれども、新しい施設を作るのか、既存の施設を利用するのか。そこら辺のですねまだ具体的な案をこちらが持ってるわけではございませんもんで。それに対して答弁しておりますんでそれを財源をするというふうな言い方になってしまってるかもしれませんが、そういうのがあるということで答弁させていただいておりますので、そこはちょっと誤解のないようにひとつよろしくお願いしたいと思っております。それからあわせまして、既存施設を最大限に活用した取り組みが重要でございますので、本町におきましては体育館、グラウンド、プール、多目的コート、合宿、それから温泉施設等が1ヶ所に集中して存在しております。この強みを生かすこと。そして合宿等を誘致するんであればですね、対象者を絞って戦略的に取り組む必要もあるのかなというふうに思っております。先ほど答弁しておりますけれども、本年度着手いたします、青写真でございますけれども、湯前グリーンパレスの再整備計画の策定におきまして、この合宿施設のあり方についてもですね、検討項目の1つに位置付けながら、利用者ニーズや施設全体の将来的な方向性を踏まえながら、利用促進に繋がる環境整備にして検討したらいかがかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○4番（遠坂道太君） ただいま、町長より、学施設及びスポーツ施設の利用向上に向けて、今後どのように取り組んでいくかにつきまして、答弁いただきました。合宿施設及びスポーツ施設の利用が多くなれば、関係人口も増加します。今後グリーンパレス全体の魅力向上や、スポーツ拠点施設の再整備に向けたプロジェクトが進められていくというふうに思っているとでございます。グリーンパレスが、九州のスポーツ合宿の拠点、核と、なることを期待しまして、一般質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 1つ、スポーツ施設の利用促進を図るための取り組みについて、遠坂議員の質問が終わりました。以上で遠坂議員の一般質問を終わります。

1つ、町民の誇りと関係人口を育む未来の森づくりについて、椎葉議員の質問を許します。

○5番（椎葉弘樹君） 5番議員の椎葉です。町民の誇りと関係人口を育むみらいの森づくりについて、一般質問を行います。この一般質問に関する補足資料を、サイドブックに掲載していますので、併せてご覧ください。

初めに、湯前町には、先人たちが守り育ててきた豊かな森があります。近年は、環境

保全や自然回帰への関心が高まる中で、森は単なる林業資源ではなく、癒しや観光、そして町民の誇りを育む存在として、その価値をさらに高めています。イソップ寓話の北風と太陽にもあるように、人は強制ではなく、共感によって動くものです。森づくりにおいても、関わりたい。また来たいと感じてもらえる仕組みづくりが重要ではないでしょうか。

湯前町には、町民による記念植林や、近年広がりを見せる企業の森など、全国に誇れる取り組みがあります。これらの町の宝を、未来へどう受け継ぎ、町民や町外の方々とどう共有していくのか。本日は、その可能性について、執行部の皆様の考えを伺います。

要旨 1。町の森づくりの歴史や記念食事の情報が見える化し、町民に障害の方々と共有する考えはないかについてお尋ねします。湯前町には、大正 3 年からの小学校卒業記念植林や、昭和 25 年からの成人者記念植林。昭和 28 年からの還暦者記念植林など、脈々と受け継がれてきた、森の森づくりのすばらしい歴史があります。特に、小学校の活動は、前身校から現在の湯前小学校へと途切れることなく、100 年以上引き継がれています。全国を見渡しましても、人生の節目に合わせた、植林を長年継続している自治体は、ほとんどありません。本町の取り組みは、全国に誇れる先進的な取り組みと言えます。

そこで、担当課にお尋ねします。小学 6 年生、成人者、還暦者による記念植林に関する、書類や電子データはいつごろから管理保存できているのでしょうか。

○**農林振興課長（浅田徹君）** それでは記念植林に関する書類等の保存管理につきまして答弁いたします。椎葉議員ご提示の資料と重複する部分があるかと思えますけども、先ほどおっしゃったように今、小学校におきましては学校林活動だったり昭和、戦後からですねずっと続いておりますから、成人者、これは昭和 24 年ですので、令和 8 年で通算 77 回目。それから還暦者ですけども昭和 28 年から、通算で第 74 回を予定しております。

資料の保存につきましても議員ご提示の資料の中にございますけども、まずこれ農林振興課での保存状況というところで、紙ベースが、小冊が、平成 23 年、成人が平成 26 年、還暦が平成 9 年ごろからから電子データにつきましては概ね平成 24 年度以降のものを保存しております。併せまして多くの記念植林がですね、広報の前に掲載しております。広報の縮刷版という、本がですね 2 冊ございますけども、こちらにおきましては、昭和 37 年から平成 23 年までの記事が確認できるという状態でございます。併せまして、町ホームページで広報の電子版を掲示しておりますが、こちら平成 27 年度以降を掲載しておりますので、広報湯前という媒体を通じて、植林行事の確認が可能となっております。

○**5 番（椎葉弘樹君）** ご答弁のように管理保存できている情報には限りがあります。特に大正から平成前半までの植林記録は、すぐに閲覧できる状態にはありません。いず

れも長い歴史を持つ貴重な、記録ですが、その多くが整理共有されないままになっています。また、企業版ふるさと納税などを活用した、企業の森は、JT様をはじめ、5社に広がり、昨年はJR九州商事様と包括連携協定を、結ぶなど確かな実績を築かれています。しかし、先人たちの、記念植林や企業の森がどの場所にあり、何の木が植えられているのか。町民の皆様にしっかりと伝わっているのでしょうか。そこで担当課にお尋ねします。貴重な植林情報について、現在、町のホームページや広報誌を通じて、どのように発信、共有されているのでしょうか。

○**農林振興課長（浅田徹君）** 先ほどの答弁と重複いたしますけども、町ホームページで、平成27年度以降を広報誌の掲載という形で公開しておりますので、単純に調査の方です。記念植林の記事を探すという、手間があるかと思います。

また先ほど申しました、製本版の広報の縮刷版。これも行事として広報がしてありますので、いつどこに何の木を植えたそういった記事はあろうかと思いますが。取りまとめた植林行事に特化、集積したデータは、現在のところ作成公開をしていないと、そういった認識でございます。

○**5番（椎葉弘樹君）** 現在は自分や家族が植えた木の場所や、樹種、木の種類を、数年後に振り返って確認できる仕組みが整っていません。縮小版といいますか、そちらを探せばどこかに載っているのかもしれませんが、それを探すのは、到底難しいと考えております。町広報紙などによる単発的な情報発信は、そのときの思い出にはなっても、それが今後の関係人口にどう繋がっていくのでしょうか。3年前に公開されたみらいの森づくり創造プロジェクト。こちらは担当職員で動画などを作成されておりますが、担当課による、継続的な周知はできていますでしょうか。

実際に町民の方にお話を伺うと、JTの森は湯楽里の近くに看板があるから知っている。という声がある一方で、多くの方からは、自分の木も企業の森も、どこにあるのかわからない。という声も聞かれ、情報が十分に共有されていない現状も伺いました。

そこで担当課にお尋ねします。素晴らしい歴史と実績が十分に伝わっていない現状は、関係人口拡大における機会損失ではないでしょうか。

○**農林振興課長（浅田徹君）** 各種の植林行事、或いは町有林関係事業におきましては長年ですね、町民参加による森づくり活動が行われて参りまして、議員ご質問の通り平成21年度以降は企業の協働の森づくりが加わりまして、植林、或いは下刈り、間伐といった森林での活動いただいております。そちらにつきましては現時点では町広報紙での行事の表示というだけで、そういった情報発信の形をとっておりますけども、それらの情報発信がですね十分であるか、また関係人口拡大の影響等があるのかどうか、これは検証する必要はあろうかと受けとめております。

○**5番（椎葉弘樹君）** この点についてはしっかり検証はしていただきたいと思うんで

すが、こうした単発的な情報発信を一元化して、町民や企業の皆様が、自分や家族の木に会いに行ける仕組みをつくれば、それは関係人口の創出に繋がると考えます。これらの情報を集約し、町民や町外の方々と共有する、仮称湯前町森づくりマップの作成について、3点伺います。

町長にお尋ねします。植林場所、樹種、植林年度などの情報を一元化し、自分や家族の木を探せる仕組みづくりを検討する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 植林や植樹といった情報の一元化、或いはその仕組みを活用した関係人口の拡大。或いはシビックプライドの熟成など、大変前向きな施策のご提案というふうに、受けたところでございました。私も長年林務を担当していた経験もございまして、住民参加の森づくり、併せまして、企業協働の森づくりといった諸活動に対しましては、しっかりと誇りを持ち、また事業運営に関しても、責任を感じているところでございます。

今回ご提案いたしました仕組みづくりについてでございますけれども。現時点で具体的なご答弁はできないところでございますけれども、それらに向けた取り組みにつきましては、ご提案いただきましたこれ仕組みづくりに係る経費、また、それらに关します利用者の利用頻度、利用回数、また財源等を考慮して総合的に判断しなくちゃいけないのかなと、判断して検討していかなければならないのかと、そういうふうに今感じたところでございました。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 先ほど言いました、どこに何を植えたかという情報は、担当課に事前に調査をしたときにも、平成20何年か以降のデータはありました。さしよりですね、できるところから始めていただければいいと思ってまして。その一覧表をホームページに載せるだけであればそんなに手間もかかりませんので、ぜひ、その点も含めて、検討をしていただきたいと思います。

それから、一元化した植林情報を、マップ上でビジュアル化することで、記念植林や企業の森の場所を、視覚的かつ分かりやすく伝えることができます。これはグーグルマップ等を既存のツールを使えば、そんなに難しい話ではないと思っております。

そこで町長にお尋ねします。既存データを用いた湯前町森づくりマップを公開し、段階的に育てていく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどご提案いただきました植林場所、それから樹種、それから植樹の年などの情報化を一元化した、先ほどちょっと資料を見させていただいたんですけど、自分や家族の木を探せる仕組みづくりにつきましては、総合的に判断して検討を進めるということで、先ほどご答弁しました。森づくりマップのですね公開といった、ご提案でございますけれども。まだどのような形になるが想定をしておりますが、GISといった地理情報システムの活用も、1つの手段であるというふうに思ったところで

ございました。以上でございます。

○5番(椎葉弘樹君) 今回、これ新たな提案でしたので、当然そのマップのイメージというのは、行政側ではまだ想定されてないと思います。

そこです、情報の一元化や湯前町、森づくりマップというものを、職員以外のアイデア、これを取り入れて、効果的に取り組むことができるかもしれません。

そこで要旨1の最後の質問ですが、町長にお尋ねします。連携協定や、立地協定を結ぶパートナー企業や、地域おこし協力隊の知見も生かし、官民連携で、このシステムづくり、もしくは見える化の仕組みづくりを進めていく考えはないでしょうか。

○町長(長谷和人君) 現在包括連携協定それから立地協定、それぞれ3社、それから計6事業者と、協定の締結をさせていただいておるところでございます。ICTドローンといった、先端技術を強みとした事業者もこの中におられますし、それから外部の方の目線といった観点からあろうかというふうに思っております。協定事業者のほかに、先進自治体、森づくり関係事業者等もあろうかというふうに思いますので、協定事業所も含めて、総合的に検討を進めていけるかなというふうに思っている次第でございます。以上でございます。

○5番(椎葉弘樹君) 難しい部分のシステム等につきましては、今後ですね協定事業者或いは地域おこし協力隊等のアイデアも生かしながら進めていただきたいんですが、まずは、できる部分から、例えば一覧表を、わかる部分から掲載していくとかですね、そういったところはすぐできると思いますので、前向きに取り組んでいただきたいと思いますところ。そこで、誰もが自分や家族の木と再開できるよう、情報の見える化を進めていただきたいと思います。

それでは次の要旨に移ります。要旨2、町民が誇りを持って参加でき、町外の方々も関わりたくなる森づくりの将来像を示す考えはないかについてお尋ねします。現在の第6次総合計画や、第三期総合戦略を確認しますと、関係人口の拡大や、協働の森づくりという言葉はあるものの、植林や、記念植樹といった、町民に親しみやすい言葉は見当たりません。

そこで担当課にお尋ねします。湯前町森づくり構想の将来像は、現在どのように町民へ共有され、参加を呼びかけているのでしょうか。

○農林振興課長(浅田 徹君) まず湯前町森づくり構想でございますけども、本町の民有林管理の適正化を図ることなどを目的に定めた任意の構想となります。これ策定した中で令和2年度でございまして、民有林の作業方針を5つのゾーニングに分けて定め、各ゾーニングで定めた制度を、町内の民有林の森林所有者に依頼し、森林管理適正化、林業経営の効率化を図ると、そういったプランになっております。

この構想の町民への共有、参加の呼びかけといったご質問でございますけども、これ

基本的には民有林の森林所有者向けの資料として作成しておりますので、町ホームページ等での公表をまずしておりません。この構想をどう活用してるかということですが、本年度にですね、森林所有者に対する、森林経営管理に関するアンケート、こちらを送付しておりまして、こちらに、この森づくり構想を概要版として、発送しお示ししておるところでございます。

この森林所有者アンケート、5年に1度の頻度で継続していきたいと考えているところでございますけども。議員ご質問の中身につきましては、森づくり構想につきましては広く住民にお示しもおらず、参加の呼びかけにつきましては、森林所有者に対してのみという、そういった状況にあります。

○5番（椎葉弘樹君） ご答弁いただきましたように、現在の森づくり構想というのは、どちらかといえば、その民有林の林業事業者向けの内容でありまして、町民への共有を前提とした構成にはなっていないと理解しているところです。

先進的な取り組みを行う自治体、は単なる林業資源にとどまらない住民参加型の将来像を持っています。例えば、岡山県西粟倉村は、100年の森林に囲まれた上質な田舎。高知県梶原町は、自然の恵みが循環するまちづくり。熊本県小国町は、地域資源を生かした循環型の社会と産業の創出を目指されています。さらに、長野県伊那市では、将来の里山像を地図に示して、住民と共有する取り組みも行われています。また、少子化や人口減少が進む中で、今後の記念植林は将来的に少人数での実施が見込まれます。私や家族の経験を通して、少子化による参加人数の減少に伴い、従来と同じ形の植林のあり方について、考える時期に来ているのではないかと感じています。また、記念の木であれば、後から見に行ける場所にあったほうがよい。という意見もありました。

こうした時代の変化もあるからこそ、従来の林業中心の植林に加え、観光や交流、関係人口の創出にも繋がる。見せる森づくり。人が訪れたくなる森づくりという視点が今後重要になるのではないのでしょうか。5月に実施した企画経済建設常任委員会の森林整備の調査におきまして、観光、教育、健康など、多様な分野への活用という方針を確認しました。具体的な事業には着手できていないことも課題として認識したところです。だからこそ、森づくりにおける新たな価値の創造が必要ではないのでしょうか。

今なぜ森づくりに将来像が必要なのか。理由は大きく3点あります。1点目は、単なる林業資源から、町全体の共有財産へ再定義するためです。2点目は、共感と自主的な参画を生み出すためです。これにより、町民や企業などが、主体的に関わりやすい環境が整います。3点目は、みらいの森づくりに対する、ぶれない羅針盤とするためです。これにより、100年以上の森づくりの歴史と、これから、未来の施策を繋ぎ、一貫性のある事業展開を可能にします。

そこで、担当課にお尋ねします。企業の森や、記念植林など、湯前町にはすでに全国

に誇れる協働の森の実績があります。この強みを生かし、町民や町外の方々が共感して関わりたくなるような、森づくりの将来像を、今こそ打ち出す時期ではないでしょうか。

○**農林振興課長（浅田 徹君）** 先ほどの答弁、或いは椎葉議員からの質疑と重複する部分もあるかと思いますが、森づくりの将来像につきましてはですね、町の総合計画、或いは総合戦略、それから森林法に基づきます、湯前町森林整備計画、森づくり構想、それから10ヵ年計画の町有林事業計画、各種計画で、中身的にはですね、未来の森づくりの将来像というのは構築ができておるものと考えております。ただし、ご質問の通りですね、これ以外に記念植林や企業共同の森の活動と併せまして、森林造成に関わる歴史、そういった部分がですね、各種の計画等に連動し、伝わりやすく表現しているかといった事項は今後検証が必要かと、そういうふうに考えております。

○**5番（椎葉弘樹君）** 町の森づくり構想の将来像はあるというようなご答弁でしたが、これは果たして議員各位、或いは町民の方っていうのは理解されていると思いますか。

○**農林振興課長（浅田 徹君）** 先ほど総合計画が一番、上位計画、それに基づきます戦略或いはその森林法に定めます森林整備計画等々があると申し上げておまして、これがわかりやすいかどうかということですが、私も読み解くのには、大分勉強がいる、そういったふうに感じております。

○**5番（椎葉弘樹君）** 先ほどご紹介しました先進自治体のようにですね、住民に対しても、関係人口に対してもわかりやすい将来像を示すことは非常に重要ではないかと考えているところです。本町が掲げるマイホームタウン湯前、そのあと、人と自然と歴史が調和し、未来を創造するまち。とありますので、まさに今回の将来像を提案しているということは、この理念に当てはまります。ほかの自治体の取り組みを見ましても、出産や結婚など人生の節目や、お祝いに合わせて記念植樹を行う制度も存在します。そこで、新たな将来像の策定に向けた具体的なアプローチとして、2点伺います。

町長にお尋ねします。湯前町には卒業成人、還暦など、人生の節目を森に刻む町という、ほかの自治体にはない独自の文化があります。これを森づくりの将来像の過去に据え、町独自のブランド作りにつなげる考えはないのでしょうか。

○**町長（長谷和人君）** 先ほどの要旨1のご質問に対しましての答弁と重複するかもしれませんが、住民参加の森づくり、併せまして、企業協働の森づくりといった取り組みにつきましては、今後も増して重要な事業活動になろうかというふうに思っております。各記念植林も継続を図っていきたいと思っておりますし、企業協働の森などの関係人口拡大に係る部分も、継続拡充を進めて参りたいと思っております。それをつなぐためには、先ほど担当課長が答弁しておりますように、情報発信のあり方も含めて、総合的に検討して参りたいというふうに思っております。

○**5番（椎葉弘樹君）** 先ほど私が申しました人生の節目を森に刻む町、これはあくま

でも私が考えた案でございますので、町としてもですね、ぜひ、わかりやすい将来像に向けてですね、何かいい言葉があれば、ご検討いただければなと思ったところです。

そして、続けて町長にご質問します。まずはわかりやすい言葉やイラストで、森の未来図というのを作成し、広報誌やホームページで発信するところからスタートされてはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 記念植林それから企業の森活動といった行事の広報や、ホームページの掲載については、引き続き行って参りたいと思いますし、議員ご指摘の通り、その中身につきましても分かりやすさ、それから伝わりやすさなど、拡充をしていくたいというふうに思っております。

またその実行に当たりましては、わかりやすい言葉の基準、それからイラストといった視覚面での工夫といった事項も、有効な手法ではないかというふうに思います。議員ご提案の森の未来図が、なかなか具体的にイメージが湧かないところでございますけども、例えば、先ほどご質問の連携団体、或いは地域おこし協力隊なども連携を含めて情報発信の強化を図っていけばというふうに思っているところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 先ほど私が申しました、「人生の節目の森に刻むまち」というコンセプトを通じて誰もが木に会いに行こうと何度でも訪れたくなるまち、思い出と人が循環するまちを、目指していくというのが、私がイメージしているものであります。

展開としまして、誰の木かわからない森ではなく、一人一人の思いが見える生きた森のアルバムを町全体で育てていく。そのような森づくりが、湯前町ならではの魅力に繋がるのではないのでしょうか。例えば、現地の記念碑にQRコードを貼り、スマートフォンで樹種の情報などを確認できるような小さな仕組みというのも、その第一歩になります。マップやQRコードといった現代のデジタル技術で、湯前町の森づくりの歴史に磨きをかけることは、他自治体には真似ができない、独自のブランドになると確信しています。

将来的には、出産や結婚など、家族のお祝いに合わせた記念植樹もメニューに加えることで、より多くの町民や関係人口が、森づくりに参加できるものと考えます。また、記念植樹ができるエリアを、数ヶ所設けることで、自分の木に会いに行ける場所が増え、次の要旨で提案する回遊型の森づくりににも繋がると考えます。行政と町民がともに育ていける湯前町らしい森づくりの将来像を示していただくことを期待し、最後の要旨に移ります。

要旨の3、花木や、紅葉の名称を散策ルートで結び、町民と訪れる人々が四季を通じて楽しめる森づくりを進める考えはないかについてお尋ねします。現代の森づくりにおいて、桜や紅葉といった、広葉樹の植樹は、景観、観光の魅力向上だけでなく、土砂災害への強靱化対策など、環境保全の面でも重要であると考えます。現在、町内でもSN

Sやパンフレットなどで観光PRが行われていますが、周辺自治体を見渡しますと、桜は水上村。紅葉は、あさぎり町、ツツジは山江村といった強力な名所が存在します。湯前町の名所づくりは、さらなる魅力向上の余地があると感じているところです。

そこで、担当課にお尋ねします。町内の花木や紅葉など、木を鑑賞できるスポットについて、他町村との差別化を意識したPRや名所づくりは、現在どのように取り組まれているのでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 町では町花であるツツジをはじめ、湯前まんが美術館周辺、またグリーンパレス公園、潮神社、ハナグリ神社などの桜。また里宮神社では推定樹齢約 280 年と言われる、大紅葉などを四季折々に楽しめる、景観資源があるということで認識はしております。このような資源を他町村と差別化して意識したことはございませんけれども、地域資源を最大限に活用するため地域おこし協力隊をはじめ、SNSなどを情報発信を努め、観光振興や、交流人口の拡大につなげているところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 今回この要旨の3を提案した背景には、町民の方が、湯前町も、他所と同じような観光スポットとしてその四季折々の景観を楽しめる場所がないかなということが発端にありました。湯前町森づくり構想では、民有林を対象にしたゾーニングの基本方針として、「④人と身近な森」というものが示されています。その中には、湯楽里などの観光施設周辺や展望の良い位置にある森林がその対象として示されているところです。また、先ほど遠坂議員の一般質問にもありましたが、令和8年度以降にはグリーンパレス周辺の再整備も計画されています。湯楽里グリーンパレス潮ため池公園との連携に加え、東方地区の、寺社や、駅周辺の観光スポットへの周遊ルートづくりも今後の重要な課題ではないのでしょうか。実際、町民の方に、散策や観光のルート上に、桜や紅葉などの魅力的な木があれば、見に行きたいか。と尋ねたところ、ぜひ見に行きたいという声があります。そのルート上に、もし自分や家族が植えた記念の木があれば、なおさら足を運びたくなるのではないのでしょうか。

そこで、担当課にお尋ねします。町内の魅力的なスポットは、現状それぞれが点として存在しています。地域おこし協力隊の方も頑張っていて、情報発信されていますが、あくまでもスポットの情報発信ということであります。歩いてめぐりながら四季を楽しめる線としての魅力がまだ十分に生かされていません。点から線への視点が差別化や関係人口の創出に重要ではないのでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議員ご指摘の通り、それぞれの景観資源を点として魅力発信が中心となっていることは、十分認識をしているところでございます。そのような中、令和7年度において、日本遺産とご利益スポットをめぐる構想、地域おこし協力隊が作成しまして、その中には先ほど申しました四季折々に楽しめる景観資源も入っ

ているところでございます。昨年度、パンフレットを作成しましたことから、今後はですね、パンフレットの更新をすることによって、四季折々を楽しめる、景観資源が入れ込めればなと思っております。そのような周遊ルートにある町内にある景観資源をですね、取り入れ、また飲食店、体験プログラム等のを組み合わせながらですね、季節ごとに魅力発信ができるよう、努力して参りたいと思っております。

○**5番（椎葉弘樹君）** 先人たちの記念植樹の歴史を未来の森として、次世代へ繋いでいくためにも、これらのエリアを結ぶ、地域資源を活用した空間整備。ぜひ、課長が答弁された通り、引き続き対応していただきたいと思います。これは、新たな遊歩道を整備することではなく、既存の遊歩道や地域資源を活用しながら、散策ルートや観光ルートとして楽しめる環境を整えていくという考え方です。

そこで、この一体的な空間整備について3点伺います。町長にお尋ねします。湯楽里周辺、城泉寺周辺、レールウイング周辺などを散策ルートで繋ぎ、四季を通じて楽しめる回遊型のスポットとして育てていく考えはないでしょうか。先ほど課長の答弁と重なる部分はあるかもしれませんが、質問します。

○**町長（長谷和人君）** 湯楽里それから城泉寺、それからレールウイング周辺。これらは本町を代表する観光資源でございまして、それぞれに特色と魅力を有しているということは議員もご承知の通りでございます。ご提案のようにこれらを点ではなく、線で結ぶということで、来訪者が町内をゆっくり回りながら楽しめる、回遊性のある観光エリアとして活用していくということは、滞在時間の延長や観光消費の拡大、さらには関係人口の創出に繋がる、有効な視点であるというふうに思っているところでございます。

○**議長（金子光喜君）** ここで昼食のため休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午前13時00分

-----○-----

○**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり会議を開きます。

ただいま日程第5、一般質問、椎葉議員の質問の途中です。発言を許します。

○**5番（椎葉弘樹君）** 町長に対しまして、最後の質問とさせていただきます。要旨の3の午前中の続きになります。納税者や寄付者が関係人口の仲間として、本町の森づくりを支える流れができれば、財源確保と関係人口の創出を同時に実現できると考えます。仮に一般財源などがない場合にも有効な手段となります。

そこで、町長にお尋ねします。四季を通じて楽しめる森づくりに向けて、森林環境譲与税や、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなど、外部資源を活用する考えはないでしょうか。

○**町長（長谷和人君）** 本町議員ご承知の通り、大変人口林が多くございまして、森林の適切な整備や保全等を進めることが重要であるというふうに考えております。森林環境譲与税につきましても、毎年約 1,300 万円ほどが交付されておりました、この使い道につきましてもは森林整備や担い手確保などの財源として活用させていただいているところでございます。また企業版ふるさと納税につきましても、地域再生計画に位置付けた事業を対象として、寄付を受け付けておりました、この計画の中にも森林に関する取り組みも含まれておるところでございます。今後これらも周知させていきたいというふうに思っております。四季を通じまして楽しめる森づくりにつきましてもは、グリーンパレス周辺の森林を活用できないか。またはグリーンパレス再整備基本基本計画の検討も行いますので、その中で様々なご意見を以下お聞きしながら、内容を整理し、森林環境譲与税や、企業版ふるさと納税などの外部財源の活用も含めて研究して参りたいというふうに思っている次第でございます。

○**5 番（椎葉弘樹君）** 町民と訪れる人々が、四季折々の森を歩きながら、楽しめる新たな空間が湯前町の魅力づくりに繋がることを期待しています。

結びになります。今回提案した情報の見える化や、森づくりの将来像。そして、四季を通じて楽しめる森づくりは、すぐに完成するものではありません。木を植え、森が育つまでに、数十年の歳月がかかるように、未来の湯前町の風景を作るための種まきは、今この瞬間から始めていく必要があります。そして、一人一人の思いが見える生きた森のアルバムを町全体で育てながら、人生の節目を森に刻む町として、多くの人が何度も訪れたい。湯前町ならではの魅力向上を期待しています。この実現には、これまでの農林振興課と教育課の連携に加えまして、企画観光課の協力が欠かせません。それぞれの強みを活かすことで、関係人口の創出という新たな相乗効果が生まれます。執行部の皆様のご尽力に敬意を表するとともに、これからも町民や企業の皆様と一体となった、湯前町らしい森づくりが、着実に進展していくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○**議長（金子光喜君）** 1つ、町民の誇りと関係人口を育む未来の森づくりについて、椎葉議員の質問が終わりました。以上で椎葉議員の質問を終わります。

1つ、建築系公共施設整備における議会への説明のあり方について、西議員の質問を許します。

○**3 番（西 靖邦君）** ただいま議長の許可をいただきましたので通告書に従い、質問を行います。質問事項ですけれども、私、建築公共施設整備における、議会への説明のあり方についてです。近年、本町においては、サテライトオフィスやレールウイング複合施設再整備工事、災害対策整備事業をはじめ、公共施設の整備及び更新に関する事業が進められております。これらの事業については、これまでも、全員協議会等において、

一定の説明がなされてきたところであります。しかしながら、説明のタイミングや内容については、事業ごとにばらつきが見受けられ、議会として十分な検討時間が確保されているとはいいがたい場面もあるのではないかと感じているところであります。

議会は、町民の負託を受け、行政のチェック機能を担う立場にあります。とりわけ、多額の財政支出を伴い、将来世代にも影響を及ぼす公共施設整備においては、初期段階から適切に関与し、十分な検討を行うことが極めて重要であります。また、事業によっては、検討委員会等設置し、町民意見を聴取しながら、事業が進められているものもありますが、議会における、十分な議論の積み重ねも、住民への説明責任の確保や合意形成に資するものと考えます。なお、湯前町議会基本条例第18条においては、町長が重要な政策等を提案する際、政策形成過程や財源措置、将来コストなどについて、議会が必要に応じ、説明を求めることができる旨が定められております。公共施設整備は、まさにまちの将来に大きな影響を及ぼす重大な政策判断の1つであり、議会としても、その形成過程を、適切に把握していくことが重要であると考えます。

一方で、今回の質問は、議会の権限を拡大し、執行部に対して、過度に関与しようとするものではありません。議会と執行部が、それぞれの役割を尊重しながら、より透明性の高い事業推進と、住民への説明責任の充実につなげていくための観点から、お尋ねするものであります。それでは要旨1に移らせていただきます。

要旨1。建築系公共施設整備における構想、基本設計、基本計画、の各段階において、議会への説明の位置付けをどのように考えているか。本町においては、これまでも全員協議会等の場において、事業の進捗に応じた説明が行ってきており、その点については一定の評価をするものであります。一方で、公共施設整備は、まちの将来に与える影響も大きいことから、議会としても、より早い段階から関与していく必要があると考えます。議会は町民の負託を受け、行政のチェック機能を担う立場にあり、その役割は重要であると認識しております。特に、構想、基本計画、基本設計といった初期段階は、事業の方向性や規模、財政負担などを決定づける重要な局面であります。基本設計は、施設の規模、機能、概算事業費等を定める段階であります。しかしながら、これら各段階における議会の説明が、結果として、決定事項の報告にとどまっているのではないかと懸念もあります。そこでお尋ねします。公共施設整備における構想、基本計画、基本設計の各段階において、議会の説明をどのような位置付けでとらえておられるのか、執行部の基本的な認識をお伺いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 新たに公共施設を、整備する場合、整備に必要な予算について、最終的には議会の皆様の議決を得る必要がありますので、施設整備の目的や必要性、また施設の規模、事業費、財源等につきまして、町民の代表であります議員の皆様の理解を得ることは重要であると考えております。また、新たな公共施設を整備しよ

うとした場合、構想段階で、整備実施の可否。この判断が重要でございますので、議員の皆様のご意見も参考にして、判断する必要があると認識をしております。このため、これまでも公共施設を整備する場合においては、議会全員協議会等で丁寧な説明を実施してきたと認識しております。なお、直近では、防災対策室、サテライトオフィス、レールウイング複合施設再整備の実施におきまして、西議員ご発言の構想。基本計画。基本設計、この各段階におきまして、ご説明をさせていただいておるところでございます。

○**3番（西 靖邦君）** 段階に応じてのご答弁でしたけども、その段階のときの、どの時点の、どのような基準で判断されているのか。具体的にお示しいただけたらいいと思いますが。

○**総務課長（西村洋一君）** 基準という明確なものはございませんが、議員の皆様へ、判断をいただきたいような内容、また私たちも、なんていいますか重要であると考えた内容については、議員の皆様のご意見を確認しておるところでございますので、明確なこのことについてはやるとか。いや、するとかしないとかそういった明確な基準はないところでございます。

○**3番（西 靖邦君）** 議会として、適切な関与のあり方を検討していく上でも、その考え方の背景や、根拠早く把握することが重要であると考えます。そのような考え方に至ってる背景や理由についてお伺いいたします。また、計画の後戻りが困難となる前のどの段階で、議会の意思を反映させることが、二代表制の観点から望ましいと考えておられるのか、執行部のご意見を伺います。

○**総務課長（西村洋一君）** 当然早い段階から、議員の皆様のご意見をちょうだいしておりますと、手戻りとかやり直しとか減ってきますので、可能な限り早めにはしたいと、ご説明したいとは思っておりますが、場合によっては、なかなかこう、確定していないときもありますので、そのタイミングにつきましてはその都度その都度、私たちも頭を悩ませながら対応しておるところでございます。議会の説明の位置付けとか、その根拠とか、この点について、発言させていただきたいと思います。

まず、議会への説明の位置付けの根拠、これにつきましては、町行政や議会運営など、議会自治の基本事項を規定しております地方自治法には、公共施設の整備に関して、議会への説明に関する規定はないところでございます。法律に基づく根拠はないと認識をしておるところでございます。ただし、本町におきましては、議員の皆様方が定められました湯前町議会基本条例がございまして、その18条。政策形成過程等の把握に、議会は、町長が重要な政策、施策等を提案するときは、議会審議において議論を整理し、当該施策等の、水準を定めるため、町長に対し、次の事項等について説明するよう、必要に応じ求める、求めるものとする規定をされておりますので、執行部としましては公

共施設の整備など、重要施策に関しては、このことが議会へ説明する根拠というところ
でとらえておるところでございます。

次に２点目の議会への説明のタイミングについてですが、先ほど答弁いたしました通り、公共施設整備の実施の可否判断は、構想段階で行う必要があると考えております。早めに、質問、ご説明をしなければならないと考えております。また、構想段階で議員の皆様のご理解がえられたものについて、基本計画、基本設計と、各段階的に、施設の具体的な内容や規模、事業費、財政負担などを、検討することになるため、先ほども申し上げました通り、手戻りや検討不足をなくし、よりよい施設とするために、議会への説明については、基本計画、基本構想の各段階で行う必要があると考えておりまして、私どもも執行部も西議員と同じ認識であると考えております。

○**３番（西 靖邦君）** 各段階がありますけども、具体的にですね、そのどの段階までであれば、計画の修正や見直しが可能であると執行部の方は認識されているのかお伺いします。

○**総務課長（西村洋一君）** まず事業で取り組む取り組まないというところの判断は当然、構想の段階。あと基本計画のところでは大きな幹の部分。基本設計のところはその枝の部分になってくるとお思いますので、極力早くしていただければその修正も可能になりますが、補助事業であったり、そういった制度の内容によって修正できないところもありますので、はい。早め早めのご意見をちょうだいすれば、可能になるというところでございます。なかなかこう、工期の問題とか、補助事業の期間の問題とかもありますので、そういったところもありますので私たちも早めに情報提供を心がけたいと思いますので、議員の皆様方も、早めのご意見をいただければ助かるところでございます。

○**３番（西 靖邦君）** ということは基本設計段階に行った後でも、議会の意思による見直しは実質的な見直しが可能とお考えなのですかね。

○**総務課長（西村洋一君）** 可能な面も、可能ではない面もあるというところが本音でございますが、極力議員の皆様のご意見を反映したいと考えております。

○**３番（西 靖邦君）** 要旨２に移らせていただきます。議会の説明のタイミング内容について、一定の基準や方針はあるのかについてです。現在、公共施設整備に関する説明は、事業の進捗状況に応じて行っているものと認識はしておりますが、その時期や内容については、事業ごとに差があるように感じております。公共施設整備は長期にわたる事業であり、各段階において重要な判断が積み重ねられていきます。そのため、例えば、概算事業費の制度、どの程度の変動幅を想定した積算なのか。維持費管理コスト、ライフサイクルコストの試算などが、どの段階で、どの程度内容として議会に示されるのが明確でなければ、議会として十分な検討や判断が難しくなる恐れがあります。また、説明内容には、ばらつきがある場合、事業間の比較や検証が困難になることも懸念され

ます。説明責任を果たす観点からも、一定の基準の整理は、必要ではないかと考えて、おります。

そこでお尋ねいたします。現在、本町において、建築系公共施設の整備に関わる議会報告のタイミングや、提示すべき情報項目、事業費、ランニングコスト、機能面積等について、統一的な基準や内部方針は、定められているのでしょうか。その有無と、ある場合は、その具体的な内容を執行部にお伺いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 報告のタイミングにつきましては先ほどの答弁の通りでございますが、次に提示すべき情報項目の統一的な基準や、内部方針は定められているのかという問いでございますが、これにつきましては、特段の定めがないところでございます。事業ごとに重要な事柄が違いますので、説明の内容につきましては、その都度、執行部で協議を行いまして事業ごとに個別に判断をしておるところでございます。

○3番（西 靖邦君） 物件によってはばらつきが生じている現状も踏まえればですね。最低限の基準を明確化する必要があるとは考えますが、その点についての認識はいかがでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 先ほどの議会基本条例の中でありました。条項ですね、その分につきましては私どもも、重要であると考えておるところでございますが、これまでと同様にですね、公共施設整備に限らず、執行部が重要とする案件。これにつきましては、議会の皆様に丁寧にご説明をしていきたいとは考えております。恣意的に説明案件を、コントロールするということもございませんし、また議員の皆様、各個人個人で興味があられる内容等も、違ってくると思いますので、議員の皆様から、要請があった事項については、丁寧に対応していきたいと考えております。従ってご提案のあったルールの明文化これにつきましては、執行部としては、必要等は必要ないと考えておるところでございます。

すでに、議会基本条例で、中身申し上げますが、議会から説明を求めた場合には、求めることができると規定をされておりますので、逆に執行部側が、そのルール化をしてしまうと、議会基本条例と、相反する内容になってしまいますので、明文化しないほうが、議員の皆様にとっても、説明を求める事案が制限されないもので、そちらの方がよりよい執行部と議会の皆様の議論が深まるのではないかと考えておるところでございます。ルール化してしまえば、決まったことだけの説明に、なってしまいますので、そういったところも懸念しておるところでございます。

○3番（西 靖邦君） 先ほどの答弁とダブるかもしれませんが、議会としてですね、継続的かつ適切な勧誘を行っていくためには一定のルールの整備が必要であると考えます。

また議会が事業を適切にチェックし、関与していくためには恣意性を排除したルール

の明文化が必要であると考えます。仮に、現時点で明確な時基準が定められてない場合、今後どのように整理し、情報の透明性を確保していく考えがあるのか、執行部の見解を伺います。

○総務課長（西村洋一君） 先ほどの答弁の方ダブリますが、やはりルール化をするというメリットとデメリットを両方あると思います。ルール化してしまえば、硬直化して、議論が深まらない場合も出てきます。特に町の事業は同じような事業ばかりではありませんので、その事業によって重要な内容が、異なってくると思いますので、ルール化につきましては、何度も申し上げますが、必要ないのではないかと考えておるところでございます。逆にもう本当に申し上げますと、私共に有利なルールを作ってしまうと、都合のいいところだけ説明するということになって、議員の皆様から質問を求められた場合、これルールから外れてるでしょうと答弁を返すこともできますので、執行部と議会、丁寧に議論するためにも、その案件案件によって、話し合いを重ねながら、事業を積み上げていくというのがベストじゃないかと考えておるところでございます。

○3番（西 靖邦君） 要綱や内規といった形での明確化も含めて、検討する考えがあるのか、改めてお伺いします。

○総務課長（西村洋一君） 現時点ではございません。

○3番（西 靖邦君） 要旨3に移らせていただきます。

要旨3、事業の透明性確保及び議会のチェック機能強化の観点から、各段階時点での説明を原則化すべきと考えるが見解を伺う。最後に、今後の説明のあり方について提案を申し上げます。これまで申し上げてきた通り、公共施設整備における初期段階での意思決定は、その後の事業自体に全体に大きな影響を及ぼすものであります。一度、基本設計が固まった後でも、大幅な見直しは困難となり、結果として、議会の関与が形式的なものにとどまる可能性も否定できません。また、住民に対する説明責任の観点からも、意思決定過程の透明性を確保することが強く求められております。こうした課題を踏まえ、構想段階、基本計画、基本設計段階、それぞれの時点において、議会の説明を原則とする仕組みという。あわせて、整備目的や必要性、施設規模や概算事業費及び財源、維持管理を含めたライフサイクルコストなどについて、体系的に示す仕組みを構築することが必要ではないかと考えます。なお、緊急を要する諸補修や、小規模な修繕まで一律に対象とするものではなく、まずは、一定規模以上の主要事業から整理していくことが、実効性を高める上でも、現実的であると考えます。このように、議会の説明をルール化することは、住民への適時適切な情報公開にも繋がり、行政の信頼確保にも大きく資するものと考えます。

そこでお尋ねします。公共施設整備における透明性の確保及び議会のチェック機能強化の観点から、各段階、構想、基本計画基本設計の時点における、議会の説明を原則と

することについて、町長のご見解をお伺いします。

○町長（長谷和人君） 議員ご指摘の通り意思決定におけます、透明性の確保は、住民への適時適切な情報公開。加えまして行政への信頼確保は極めて重要であるというふうに思っております。町民に必要な公共施設でございますし、町民に喜ばれる公共施設として整備することは言うまでもないところでございます。このため先ほど課長が答弁しておりますけども、これまでも各段階におきまして、議員の皆様方にも説明を実施しておりますし、今後も同様に説明をしていきたいというふうに思っております。実態として議会への説明は、原則化されているというふうに私は認識しております。またこの説明内容につきましても、事案に応じまして、わかりやすく議論が深まるよう工夫して参りたいというふうに思っている次第でございます。

○3番（西 靖邦君） またこうした取り組みをですね、担当者の裁量にゆだねるだけではなく、実効性のある、継続的な仕組みとして運用していくためには、要綱や内規等による明確なルール化が必要であると考えます。今後こうしたルール化を図る考えがあるのか、町長のご見解を伺います。

○町長（長谷和人君） ご質問のルール化についてでございますけども、現時点では考えていないところでございます。理由といたしまして1つには、これまでも説明が、必要と考えられます事案については、説明を行っていききたいというふうに思っておりますし、その1つに、議会基本条例がございます。これ18条、政策形成過程等の把握ということで、多分、西議員もこの文章をご存じだろうというふうに思っておりますけども、1項から7号までございまして、今ご質問の内容の部分はすべてこの中に網羅されているものというふうに思っておりますし、2項におきましても、立案決定及び執行における論点及び、焦点も明確にするというふうなことで、審議もこなきゃならないというふうな文言もあるところでございます。これらのことで丁寧に説明をしながら、議員の皆様方にもわかりやすく、行って参りたいというふうに思っております。さらに言わせていただければ、執行部として説明する事案をルール化することにつきましては、執行部側では説明事案も制限する内容というふうになる可能性もございますし、議会と執行部の信頼関係を損なうという規定にもなりうることから、ルール化しないほうが幅広い議論ができるというふうに思っておる次第です。今後とも公共施設の整備や政策の実施に当たりましては、町民の代表である議員の皆様方に丁寧に説明実施するとともに、限りある予算を有効的に活用し、町民福祉の向上につなげて参りたいというふうに思ってる次第でございます。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 担当者ごとの運用にも、委ねることではないわけですね。明文化することについて、前向きに取り組んでいくことは、町長お考えないですか。

○町長（長谷和人君） 担当者の裁量に委ねるということではなくて、公共施設の大き

な最後の先ほどのご質問がありましたけども、緊急的にとか修繕とかについては、限らないというふうなお話もされておるわけでございますけども。これまで先ほどちょっと課長の中で3つほどの施設の名前が出てきたわけでございますけども、その中では、当然、大きなプロジェクトでございますので、適時適切に説明は行ってきたというふうに私も認識をしておりますので、これ大きなプロジェクトになると当然それなりの財政措置も必要になってきますし、議会のちゃんと同意もいただければならないということでございますので、当然それは、ルール化ではなく、ちゃんと説明するというふうな、私に言わせれば、当然のことであるというふうに私は思っておりますので、明確にルール化は必要ないというふうに先ほどお答えしたところでございました。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 結びになりますが、公共施設整備は単年度で完結する事業ではなく、将来にわたり町の財政や住民生活に大きな影響を及ぼす重要な投資であります。だからこそ、意思決定のプロセスにおける透明性を高め、議会と執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら切磋琢磨し、よりよい事業推進につなげていくことが、町民の負託にこたえる道であると考えます。本日のご答弁を踏まえ、議会への説明のあり方について、今後より一層の充実と、明確が図られ、透明性の高い事業推進に繋がることを強く期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 1つ。建築系公共施設整備における議会への説明のあり方について、西議員の質問が終わりました。

以上で西議員の一般質問を終わります。本定例会に通告された質問がすべて終わりましたので、一般質問を終わります。

ここで休息のため休憩いたします。約10分程度の休憩をとります。

-----○-----

休憩 午後1時37分

再開 午後1時48分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり会議を開きます。

日程第6、議案第37号「令和8年度湯前町一般会計補正予算（第2号）」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第37号「令和8年度湯前町一般会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,696万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ45億3,512万7,000円とするものでございます。また併せまして、地方債の補正を行うものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**総務課長(西村洋一君)** 議案第 37 号「令和 8 年度湯前町一般会計補正予算(第 2 号)」についてご説明をいたします。

事項別明細書の歳出 12 ページをご覧ください。款 1 議会費、節 2 給料 47 万 1,000 円、節 3 職員手当等マイナス 7 万 5,000 円、節 4 共済費 13 万 5,000 円を計上しました。この度の人件費関係の補正は、4 月の人事異動及び新規採用者の給料の確定と、共済組合負担金の負担率確定に伴うものでございます。よって、以降出てまいります人件費関係の補正も理由は同じであり、説明が重複いたしますので、説明の省略をお許しいただきたいと存じます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 13 使用料及び賃借料 3,000 円は、庁舎内 BGM システム使用料を追加計上いたしました。月額単価の変更となります。

13 ページをお願いいたします。目 11 電算情報管理費、節 18 負担金補助及び交付金 2 万 9,000 円は、県市町村電子自治体共同運営協議会負担金でして、当初予算で消費税の計上もれしておりました。追加計上でございます。誠に申し訳ございませんでした。

14 ページをお願いいたします。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 12 委託料、上段にオンライン資格確認(障害福祉)対応システム改修業務委託 40 万 9,000 円を計上しました。医療費助成の情報を自動作成し、自治体、医療機関、薬局の相互で連携する機能の追加でございます。下段にサービス等報酬改定に伴うサービスコード追加対応業務委託 15 万 4,000 円を計上いたしました。福祉事業所等が利用者に対して提供したサービスに係る給付費を町へ請求する際に、サービスコードが使用されるため、報酬改定等に伴うサービスコードの追加に対応し、支払処理を適切に行うための改修を実施するものです。なお、この 2 つのシステム改修の財源につきましては、11 ページの一番上、款 13 国庫支出金、目 2 民生費国庫補助金に、事業費の 2 分の 1 の額、28 万 1,000 円が補助されます。

節 27 繰出金マイナス 113 万円は、国民健康保険特別会計繰出金を、またその下、目 2 老人福祉費、節 27 繰出金マイナス 27 万 8,000 円は、介護保険特別会計繰出金を更正減額いたしました。いずれも人件費関係の変更に伴うものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節 18 負担金補助及び交付金 9 万 3,000 円は、委託契約外医療機関予防接種補助金でして、当初見込んでおりませんでした里帰り出産先での予防接種について、対象の方からの補助金申請が見込まれるということで、計上するものです。

15 ページをご覧ください。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金、上段に鳥獣害防止対策協議会補助金 682 万 8,000 円を計上しました。なお、財源は、11 ページ歳入の、款 14 県支出金、目 4 農林水産業費兼補助金に鳥獣

害防止総合対策交付金 632 万 8,000 円が追加配分されたため、事業を前倒しで実施するものです。防護柵の設置等を行います。下段に攻めの園芸緊急生産対策事業補助金 157 万 8,000 円を計上しました。これも県の補助事業として、JAくま第五苺管理組合の環境モニタリング機器導入が認められたことにより計上いたしました。なお、財源は、11 ページ歳入の、款 14 県支出金に、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金で同額を補助されますので、町はトンネルでございます。目 5 農地費、節 12 委託料 3 万円と、節 14 工事請負費 262 万 6,000 円は、辻地区沈砂池整備工事の工事費の増額補正と工事に伴います登記委託料を計上しました。なお、財源は、11 ページ歳入の、款 20 町債、目 5 農業債、節 1 かんがい排水事業債 200 万円を充当いたします。この起債は充当率 90%、交付税措置の計算がやや複雑ですが、約 20 パーセント程度となります。

款 6 商工費、目 2 商工振興費、節 14 工事請負費 150 万円は、湯前町避難防災交流施設、通称ゆ〜とぴあの物産販売所改修工事として、くま川鉄道全線開通に向けて、新たな展開を行うにあたり、保健所の食品営業許可を取得するために必要な改修を行うものです。目 3 観光費、節 18 負担金補助及び交付金 83 万円を計上しました。観光施設修繕補助金として、先の全協でご説明いたしました、湯楽里の消防施設の修繕となります。

16 ページをご覧ください。款 17 土木費、項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金 14 万 9,000 円は、下水道事業会計繰出金を計上しました。人件費関係の変更に伴うものでございます。項 5 住宅費、目 1 住宅管理費、節 11 役務費 1 万 4,000 円は、駅前団地 7 号棟の建設工事完了検査と、一般住宅上里団地完了検査申請手数料として、令和 8 年 4 月 1 日付けで料金改定が行われましたので、追加計上いたしました。

款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 4 美術館費、節 11 役務費 1 万円は、美術館グッズ代金口座振込手数料として、仕入れ販売ではなく、商品を預かって手数料を頂くという契約の事業者が一部ございましたので、そのような事業者に対し、売上代金を振り込む際の手数料を計上いたしました。17 ページをご覧ください。項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 18 負担金補助及び交付金に 6 万 6,000 円を計上いたしました。これは熊本県民スポーツ大会負担金として、いわゆる県民体育祭、県体のことですが、令和 8 年度開催から地域輪番制と開催地実行委員会方式が廃止され、実行委員会業務は主催者である「熊本県スポーツ協会」と「熊本県教育委員会」及び「関係競技団体」が分担することになりました。これに伴いまして、開催に係る費用の一部を熊本県、熊本市、残りの 44 市町村、県スポーツ協会で負担することになり、44 市町村の負担額 700 万円を、均等割 30 パーセント、人口割 70 パーセントで計算され、その分が本町の負担金分となります。

歳入です。11 ページをご覧ください。先ほどの歳出の説明中で、歳入の説明をした以外説明いたします。

款 14 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、熊本県くま川鉄道全線運行再開支援事業費補助金 300 万円は、当初予算に計上しておりました、イベント実行委員会補助金に充当いたします。

目 4 農林水産業費県補助金、1 段目、農業経営高度化支援事業補助金 6 万 5,000 円は、当初予算に計上しておりました農業農村基盤整備事業推進委員会報酬と費用弁償に充当いたします。

款 17 繰入金、節 1 財政調整基金繰入金マイナス 908 万 7,000 円は、この度の補正予算の調整となります。款 20 町債、節 1 過疎地域持続的発展特別事業債、通称過疎債のソフト分ですが、くま川鉄道管理機構の負担金分として起債するものです。1,280 万円の計上となります。

8 ページをご覧ください。第 2 表地方債の補正で変更です。起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業（総務費）とかんがい排水事業の事業費の増に伴い限度額を変更するものです。よって、町債の合計は、3 億 4,210 万円となるものです。

18 ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○1 番（田山幸平君） 15 ページ、款農林水産事業費の、節負担金及び交付金の中の、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金についてなんですけども、先ほどトンネルといいますか右から左へということでもございましたが、全協の資料等で、町内のイチゴ農家さん、5 軒あるうち 2 軒申請があられてるということでしたけども、これにつきましては、挙手制のようなものになるんでしょうか。その部分をお尋ねいたします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 事業を要望された方のみとなります。湯前町内では 5 軒のイチゴ農家さんのうち、お二方が手を挙げられたという中身になります。

○1 番（田山幸平君） 資料によりますとデータ等を活用して収穫高を上げれるようなものを計画されてるってことでしたけども。これの成果といいますか、そういったものの検証等というのは、町の方でされたりとか、もしくはその組合さん等で共有されたりとかいうようなものっていうのはあるんでしょうか。

○農林振興課長（浅田 徹君） 先の全協で説明しておりますが、この事業令和 3 年度から人吉球磨全体で取り組んでおりまして、技術的な指導にあたっては J A さんの指導員の方が、ここの環境がこういった感じで、収量がこれだけ取れたよっていう情報を基本的には全農家で共有する、そういったイメージです。

○1 番（田山幸平君） また何かぜひそういった共有を図って、なんですかね、成果がよければ繋がればいいなというものを期待してのお尋ねでした。

続きましてなんですけども、同じく 15 ページの款商工費の中で、節工事請負費のゆ〜

とびあの改修についてなんですけども、こちらの保健所の方からご指摘があったということで水回り等を回収されるということだったんですが、これでもって、営業許可といえますか、目的は全て達成されるようなものになってますでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 田山議員がご質問いただけてます、ゆ〜とびあの改修につきましては、一応今回は製造をするスペースではなくてですね、簡易な飲食物を提供するということで、営業許可を取るということでございます。本来なら製造そこで製造するということになりますと、もう少し密閉をしたりとか、換気扇をつけたりとか、そういう形で密閉空間を使わなければならない、ところもあるんですけども。今回のゆ〜とびあの物販につきましては販売については、ソフトクリーム等、ジュースというところでありますので、簡易な仕切りをつくりまして、そこから販売をするという形で保健所と協議をしているところでございます。

○4番（遠坂道太君） えっとですね、同じくページ15ページ。農業振興費で、負担金補助及び交付金の鳥獣害防止対策協議会に680万8,000円につきまして、先ほど課長から説明いただきましたように、防護柵の取り組みということでございますが、どの辺の場所なのか、この辺を、それとどのぐらい距離なのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 防護柵の整備ですけども、当初予算ではですね925万7,000円を計上しておりまして、これに追加で682万8,000円を追加するものでございます。今年度まず地区ベースで4地区です。浜川、沓川、中猪、それから馬場になります。浜川が2地区ございまして、下町杭と、長岡地区になります。沓川全体と上小原ですね。町道浜川中猪線、あそこまで一応計画に入れておられます。から中猪地区が蓑谷の一番奥になります、猪木丸から向田。中猪地区におきましては、町道向田上辻線の西側の区画まで計画されております。

それから馬場地区におかれましては、長谷場谷に町田川の沈砂池っていうのがございますけども、そこから既存の構成フェンスに接続して、路線を変えるようなイメージで、宝陀寺の入口付近まで整備を予定しております。全体計画が8,458メートルですが、予算の都合上、今年度は7,266メートルの施工で残事業分につきましては、令和9年度以降、そのように考えております。

○4番（遠坂道太君） 相当な距離がまた、今までも結構、平成の20年代に確か最初の方は作られたというふうに私も記憶をしてるんですが、これの追加という形になるということでしょうね。

それで今現状ですね、網張ってる、山手と田んぼのあるところ、もう現状イノシシもですね、この田んぼの内にも今出てきております。そういうことが今ありますので、協議会の仕事として、役割もまたほかにもあると思います。その辺そういう、ネットの方

も必要ですけども、やはり今出て発生しているところの、捕獲とか、ああいう辺りもやっていたかのようなことをですね、今後検討できないかそれにつきまして。

○**農林振興課長（浅田 徹君）** この事業につきましては捕獲、それから放任果樹の撤去など、いわゆる餌付けストップ運動。こういった活動を併せて実施しなさいという内容になっておりますので、各集落と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○**5番（椎葉弘樹君）** 15ページの湯前町避難防災交流施設販売所改修工事費 150万円についてお尋ねします。

まず、この補助はリスク分担表に基づき、町が全額補助するものなのかについてお尋ねします。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** はい。ご指摘の通り見込み通り、町の方で全額支出するものでございます。

○**5番（椎葉弘樹君）** それはリスク分担表に基づき、支出するものでしょうか。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 今回の工事につきましては、ゆ〜とぴあの施設全体の分を、何て言うんすか。指定管理者じゃなくて、町の方で事業展開は、物産協会で行いますけども、その事業展開については、リスク分担の範囲じゃなくて、町の施設として工事を行うというところで、工事請負費で計上させていただいていただいているところでございます。

○**5番（椎葉弘樹君）** そうしますと、ほかの指定管理施設があるんですけども、そういったところから要望が上がってきた場合には、町が町の施設として認めたものは、もう対応していくという、認識でよろしいでしょうか。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 基本リスク分担表に基づいて修繕等を行いますけれども、今回のゆ〜とぴあにつきましては、町の施設として事業展開をする、お手伝いをするというか、物産協会の方をお願いをするという観点もありまして、今回は町の方で実施するという形でとらえております。

○**5番（椎葉弘樹君）** その町の判断でという基準がですね、ちょっとどこで線引きされてるのかなというのがちょっと気になったところでした。

例えば杵つき精米所でコーヒESHOPなどがオープンしてるんですが、例えばああいう施設を追加したいとなった場合に、町は町の施設の延長として補助していくのかとかどこで線引きをするもんなんでしょうか。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 椎葉議員が言われる指定管理で、自主事業をやる事業については、やはりその指定管理の方が行うべきではないかと思っております。杵つき精米支所につきましては、コーヒカフェ等については自主事業で行ってらっしゃる観点かなあと思っておりますけれども。

今回物産協会につきましては、うちも今回くま川鉄道の全線開通に向けての収益アッ

プをお願いしたいという思いもあった上ですね、今回町の方で工事を行うという形になったところでございます。

○5番（椎葉弘樹君）　ということは町の施策として観光物産協会にお願いしてやってもらう事業ということでよろしいですね。

○議長（金子光喜君）　ほかに。

○3番（西　靖邦君）　歳出の13ページですけども。款2総務費、目の企画調整費においてですけども、企画調整においての地方債を1,280万円ですかね、充当し、一般財源を1,678万9,000円、減額する補正になってます。今回のこの過疎債の活用によりですね、一般財源や、財政調整基金からの繰入れを、抑制したという理解でよろしいんですかね。

○総務課長（西村洋一君）　この1,280万円は、くま川鉄道管理機構の負担金を記載したものでありまして、今回の補正とは切り離して考えて、その財源を入れてその、今回の分ではなくてここの全体の、目の中で1,280万円を充当したという形になる。一般財源をその分、減額しておるというところで調整をしておるというところです。

○議長（金子光喜君）　ほかに質疑。

○6番（森山　宏君）　西議員とおなじ質問なんですけども、ちょっとこの総務債ですか。結局町債ですねこの町債っていうのが、11ページの総務債についてです。1,280万円ですよ。普通町債って言ったら、大体なんですかね。工事の時とか、補助がこんげんが町債をしてとか、あと公共物作る時に町債を使いますよね。総務債っていうのは、ちょっと分かんなくてですね、総務債っていうのは品物を作るときに、町債を起こすのではなくって、アバウトに銭の足らんけんって言うて、借金を先送りにしてっていうのがもう1億幾らありますよね。この総務債っていうのが。確か1億1,380万円なわけですかね。ですからこれ普通町債やったら、過疎債つつってから、7割とか8割後から、交付税交付金で戻ってきますよっていうのがあると思うんですけども、この過疎地域持続的発展特別事業債ですか。これもそういう感じで後からバックといいますか、そういうのが過疎債的なやつがあるんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　先ほど説明しました通りからのソフト部分です。例えば、給食費の補助であったり、そういった建物とかではなくてソフト事業分の起債で、やはり同じく、交付税で7割措置される。町の持ち分は3割で済むという有利な起債ですので、使える分については有効に使っていきたいと考えております。

今回の過疎債はくま川鉄道の管理機構の負担金となりますので、これを使わないと丸々一般財源になりますので7割は国が見てるいただけるという、有利な起債になります。

○6番（森山　宏君）　総括でもいいんですけども、過疎債で帰ってくるっていうのが実質7割とか、現状実質戻ってきてるのが、判断が難しいんでしょう。難しいんだろ

うと思います。実質この町債っていうのは、毎年増えていってますよね。総務課長も前期の決算のときとか、会計検査やったかな、申し送りん時に、もう新規事業ができなくなりますよね。町債が増えたら。結局、実質なんですか、スクラップアンドビルドじゃないけども、結局 100 の支出をするために置いたら、100 の収入しかないんですよ。

それに 110 の支出を考えたら、当然これは借錢ですよ。それを申し送りしてるのが、債権なんですよ。ですからこれの、感覚でいきますと、そういうふうに負担にはなっていないんでしょうか。これが総務債っていうのが、たまたま、今度くま川であったことにしても、町債が増えていくのに、ものすごく危惧してるもんですから。税収が減ってくるのに、将来の借金だけ大きくなっていて、国家規模じゃないんですから。町規模で大丈夫なのかなと思ひまして、お尋ねしてるわけです。

○**総務課長（西村洋一君）** ご心配いただいておりますというところで、感謝申し上げますところでございますが、本町の財政につきましても、全く裕福なわけではなく、国県の有利な制度を使いながら、財政運営をやっておりまして、簡単に申し上げますと、1,000 万円の家を 300 万円で買えるのと、1,000 万円どっち払いなっですかという、判断すればもう、借金になりますけども、300 万しか支払いと利息しか支払わなくていい方をもう選ぶしかない。

ご心配の交付税措置されているかというのは、ちゃんと計算の中には入っておりますので、その全体が膨らんだり、国全体の金額が膨らんだり減ったりするときには、少しは影響あるかもしれませんが、ほとんど起債をしないよりした方が、もうかなりの町にはメリットがありますので、ご心配なさらず結構というところでございます。

これを上手に使いながら、借りすぎればあれですけど国の方が逆に借りすぎたらストップかけますんで本町の可能な限りのところを見ながら、利用しておりますので、ご安心いただきたいと思います。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 37 号、「令和 8 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（金子光喜君）** 起立全員。

したがって、議案第 37 号は原案の通り可決されました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査委員会調査のため、明日 6 月 11 日から 11 日から、6 月 14 日までの 4 日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

したがって、明日 6 月 11 日から 6 月 14 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は 6 月 15 日午前 10 時に開きます。議事は、補正予算等を予定しておりますので、ご参集願います。

本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午後 2 時 2 2 分

第 2 号

6 月 15 日 （ 月 ）

令和8年第5回湯前町議会定例会

[第2号]

令和8年6月15日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和7年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 令和7年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 令和7年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 4 | 議案第36号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第 5 | 議案第38号 | 令和8年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第39号 | 令和8年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第40号 | 令和8年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 議案第41号 | 令和8年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 議案第42号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第10 | 同意第 1号 | 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第 2号 | 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 同意第 3号 | 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 同意第 4号 | 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 同意第 5号 | 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 同意第 6号 | 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 同意第 7号 | 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第17 | 同意第 8号 | 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第18 | 同意第 9号 | 湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第19 | | 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会） |
| 日程第20 | | 議員派遣について |
| 日程第21 | | 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第22 | | 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第23 | | 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第24 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について |

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平
3番 西 靖 邦
5番 椎 葉 弘 樹
7番 味 岡 恭
9番 山 下 力

2番 吉 田 精 二
4番 遠 坂 道 太
6番 森 山 宏
8番 倉 本 豊
10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 橋 本 千 晴

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	枋	原	明	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	佐	藤	大	保	健	福	佐	藤	由	美
建	設	課	高	木	堅	企	画	観	伊	藤	賢	一
教	育	課	赤	池	寛	農	林	振	浅	田	徹	
会	計	管	黒	木	博	興	課	長				
		理			行	兼	農	業				
		者				農	業	委				
						員	會	事				
						務	局	長				

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 現在の出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、ただいまから令和8年、第3回湯前町議会定例会第6日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

-----○-----

日程第1 議案第21号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第14号）について

○議長（金子光喜君） 日程第1、報告第1号、「令和7年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を、議題とします。本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日の議会どうぞよろしくお願いいたします。それでは報告第1号、「令和7年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」説明を申し上げます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和7年度湯前町一般会計予算の一部を令和8年度へ事故繰越しにより、繰り越したので報告するものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（西村洋一君） 2ページをご覧ください。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、林業用施設災害復旧事業。ちょうど表の真ん中の辺りの欄です。翌年度繰越し額2,002万1,000円です。

次に、項2公共土木施設災害復旧費、事業名、河川災害復旧事業、翌年度繰越し額、1,724万4,000円です。

この2つの事業は、令和2年7月豪雨により被災した施設の復旧事業ですが、近年の災害による労働需要の増加から、請負業者の人員が予定を大幅に下回る人員で行っており、年度内完了が困難なため、事故繰越しするものです。ここには代表的な理由のみ掲載をしております。

最後に、事業名、道路橋梁災害復旧事業、翌年度繰越し額、9,600万6,000円です。この事業は、令和2年7月豪雨及び令和4年、台風14号により被災した施設の復旧を行うもので、近年の災害による労働需要の増加から、請負業者の人員の予定を大幅に下回る人員で行っており、年度内完了が困難なため、事故繰越しするものです。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

○7番（味岡 恭君） 一般会計事故繰越しについてお尋ねをいたします。

事故繰越しとは、すでに契約済みであること。突発的なトラブルや自然災害、資材不足人員不足などで、年度内に完了が困難なため、翌年度へ繰り越す制度だと思います。本来ならば、国家予算なので、その年度で使い切ってしまうのが原則だと思います。

近年は、繰り越しが工事が、少し多くなったように気がします。説明では人員不足というふうなふうに書いてありますが、ほかにも原因があるのではないのでしょうか。お尋ねします。

○建設水道課長（高木堅介君） まずこの人員不足というものでございますが、その工事の請負業者だけの問題ではなくてですね。前の一般質問でもありましたように、建設業界、建設業者の高齢化に伴い、従業者が全体的に不足しているというものがございます。特に請負業者、それから、また下請けとかですね、買う方はこうですとか鉄筋工ですとか、あと特殊機械のオペレーターなど、そういったものの外注する部分もございまして、そういったところの人員不足というものがございます。で、ここには令和2年7月豪雨を主に書いてますけども、昨年の県内の大雨による災害ですね。そちらで全体的に、そちらにも建設業が多く受注しておりまして、これはもう人吉球磨全体、熊本県全体にも波及するようなことで、人員不足というものがございます。

○7番（味岡 恭君） 要は今石油不足とか何とか不足で、資材不足とか、燃料不足とか、いろいろ重なるところがあるんじゃないかと思います。人員ばかりのことじゃないと思うんで再度お尋ねします。

○建設水道課長（高木堅介君） 物価高騰によりまして今情報がありますのは、今年4月からのアスファルト製品の単価が上がってきますとかですね、塩ビ製品、塩ビ管とかの業者からの、入荷がちょっと遅れがちとか。あと建築関係で、建築関係の資材関係が、やはり入荷が遅れてそれで工期がちょっと長くなるというような状況でございます。

○7番（味岡 恭君） やはり総合的なそういうところは工期の延長に繋がってくるのかなとは思いますが。またですね、日増しにですね、今言われたように物価や人材人件費が値上がりしております。繰り越しの際、単価等の見直しをされているのか。年度末に精算して、新年度で予算を、見直すのでしょうか。どのようにされるのかお尋ねをいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 工事につきましては、そういう物価高騰とかございしますので、年度が変わってからの、未契約ですと、その年度での単価に見直して単価構成をして、設計します。契約済みの中ですね、繰り越した場合につきましては、契約約款の中ですね、スライド条項というものがございまして、そこでその条件に、条件というかですね、合致しますと業者と協議しまして、変更契約を行うことになります。それに対応することになります。

○7番（味岡 恭君） ですね、やっぱスライド方法があるのかなと私も今思いました。それと工事がですね、国と県の補助金が90数パーセントだと思います。繰り越しの際ですね、繰越し計算書や審査表、それに承認などの契約書が必要だと思います。単価の見直し、スライド制などがその時できるものか、もう再度お尋ねします。

○建設水道課長（高木堅介君） 繰越し事業につきまして、そういう年度を越えて物価変動がありますので、事業の再調査とかですね。そこで補助金も、また上がったら、上がった分、国からの負担がしてもらえるとということでございます。

○7番（味岡 恭君） やはり国も経済的に非常に厳しいときだもんですから、やっぱり物価が相当上がっているもので、やっぱりその辺は何かこう、いろいろ調査方法とかいろいろあるのかなと思いますけど、国は確実にその物価の見直しができるものですか。単価の見直しというか。

○建設水道課長（高木堅介君） 先ほど申しましたように、再調査というものが、国の制度でございますので、それできちんと見直して、その事業に変更した事業費に見合っ
て、国の補助金が交付されます。

○7番（味岡 恭君） それは随時ですか、それとも最終的に年度末の方でされるんでしょうかお尋ねします。

○建設水道課長（高木堅介君） 年度ごとに、年度末に行います。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第1号「令和7年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（金子光喜君） 日程第2、報告第2号、「一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第2号「令和7年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和7年度湯前町一般会計予算の一部を令和8年度へ繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（西村洋一君） 2ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、事業名、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費事業）、翌年度繰り越し額199万7,000円です。

項3戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳システム改修事業、翌年度繰り越し額67万円です。事業名、戸籍付票システム改修事業、翌年度繰り越し額、266万2,000円です。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、事業名、辻地区沈砂池整備事業、翌年度繰り越し額、3,760万円です。

次に、款6商工費、項1商工費、事業名、ゆのまえくらし応援券事業、翌年度繰り越し額 5,370 万円です。事業名、企業誘致促進事業、翌年度繰り越し額 790 万円です。事業名、観光プロモーション業務委託料、翌年度繰り越し額 400 万円です。

3 ページをご覧ください。次に款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、橋梁点検業務委託事業、翌年度繰り越し額 1,400 万円です。事業名、町道旧県道線改良事業、翌年度繰り越し額 1,420 万円です。事業名、町道寺田線改良事業、翌年度繰り越し額 780 万円です。事業名、町道舗装修繕事業、翌年度繰り越し額 5,000 万円です。項3河川費、事業名、浅巻谷川改修事業、翌年度繰り越し額 1,140 万円です。款5住宅費、事業名、地域優良賃貸住宅整備事業、翌年度繰り越し額、2,272 万 9,000 円です。

次に、款9教育費、項1教育総務費、事業名、小・中学校トイレ改修事業、翌年度繰り越し額 2,306 万円です。

次に款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、林業用施設災害復旧事業、翌年度繰り越し額 6,331 万 9,000 円です。項2公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業、翌年度繰り越し額 450 万円です。

以上、一般会計の繰越明許費の総計総額が、3億1,953万7,000円であります。事業ごとのそれぞれの財源内訳につきましては、計算書に記載の通りであります。また4ページ以降に繰り越し理由を掲載しておりますが、さきの3月定例会の際、一般会計補正予算（第14号）の審議において、同じ内容にてご可決いただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。また、繰り越し事業が多い理由につきましては、各事業の財源を一般財源だけで賄うのであれば、大規模な事業を除き、年度内完了ができるものと思われませんが、本町の場合、財源が厳しい自治体でございますので、国県からの交付金や補助金を活用した事業がほとんどでございますので、国県からの交付金、補助金事業は、交付決定以降の事業着手が原則でございますので、事業展開が開始がどうしても遅れ、年度内に完了できず、結果次年度に繰り越さなければならなくなっているというところでございます。これは地方自治法において、事業を円滑に無駄なく完了させるために設けられた仕組みでございますので、併せてご紹介をしておきます。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

○3番（西 靖邦君） 報告第1号もないですけども、一般的にですね、工期延長が認められる理由としましては、天候不良や災害、設計変更、発注者側の事情など、請負者の責めに帰さない理由が挙げられます。一方で、人員不足や施工体制の確保不足は通常、請負業者側の管理責任に属するものと解されます。

そこでお伺いします。単独の工事であれば、個別の事情によるものと考えられますが、今回報告されている6事業すべてが、人員不足を理由として、繰り越しとなっています。

このことについて、町として、受注業者の施工能力や、施工体制の確認、或いは発注時期の葉や発注方法に課題があったとの認識はないのか。副町長に伺います。

○副町長（清藤浩文君） まず今繰り越す場合の理由についてのお尋ねだったと思うんですけども、施工体制の確保については、業者の方が責任持ってやるので繰り越しの理由に当たるかどうかという、ご質問だったと思いますがよろしかったですかね。まず最初、先ほどの事故繰りの中でも建設課長が答弁した通り、現在建設業を取り巻く情勢の中ではですね、建設労働者が高齢化に伴って非常に不足をしているという現状がございます。その中で受注した業者もですね、労働者の確保については最大限努力をされていると思いますが、特に令和2年この人吉球磨管内では令和2年7月豪雨それから昨年の8月豪雨等の災害の以降ですね、災害復旧工事、或いは国土強靱化対応対策工事等の、工事発注が増加しておりまして、建設業の請負能力を超える工事が発注されてるという状況があるかと思ってます。このためまず、不調不落がですね、球磨管内で相当多くなってるという状況が1つはございます。それから、通常の工事についても施工業者が、労働者を確保する見込みを立てて受注してると思うんですけども。やはり先ほど言ったように型枠工、鉄筋工、石工、それから、特殊工事のオペレーター等がですね非常に不足して、一般的に専門業者に下請けなり協力を仰ぐ工事の労働者が確保できないという、実態があるということは、いろんな意見の中でですね、出ておりますので。発注者としては、受注した元請けの業者とですね、工事体制の加工についてはその都度協議をしながら進めてるところでございますけども。国の方もですねこういった特殊災害等による特殊事情による労働者の確保についてもですね、一応繰り越し理由として認めるということで判断が出ておりますので、一応そういう制度に則ってですね、今回繰り越し或いは事故繰り越しの手続きをとっているものでございます。

発注者としたしましては、できるだけ施工能力のある業者を選定してですね、発注するというのは言うまでもなく、工期の確保、それから品質の確保をですね、十分できる業者を選定してこれからもですね、より良い工事施工ができるように努力して参る考えでございます以上でございます。

○3番（西 靖邦君） これ参考ですと、民間の契約約款ではね、工期延長の場合は違約金とかいうそういう項目もあります。公共工事の契約契約の約款にはそれはないと思うんですけども、その辺も重々考えていただいてですね、発注していただけたらいいと思います。

○3番（西 靖邦君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（味岡 恭君） 私の方は何ていうんですか、繰越明許費、要するにこれはまだ契約をしてない工事ですね。まだ契約をしてない工事をすつとが明許費になるのかなと私は思っております。

ところで、関連した質問になるんですがよろしいでしょうか。令和2年の災害で、まだ、林道とか、河川の山奥の方はまだ済んでない工事がかなりあると思います。

そこでお尋ねなんですが、今の残り工事が何件ぐらいあって、何年度ぐらいまでに大体完了する予定なのかお尋ねします。これは、繰り越しの明細にも載っておりません。令和2年度の災害工事で、林道とか何とかなの山奥の方がまだかなり残っていると思います。工事が。その工事があと何件ぐらい残っていて、何年度ぐらいまでに完了する予定なのかお尋ねします。

○建設水道課長（高木堅介君） まず、林道がですね、箇所で行きます工事の本数は、工区分けたりも。林道災害につきましては、全体の12か所中6か所が完了しております。今年度施工中もございますけれども、県の治山工事等の関係もございまして、最終的に終わるのは、令和11年度から12年度ぐらいまでかかる見込みでございます。

あと公共土木災害ですね、これにつきましては45か所中41か所が完了しております。公共土木の災害につきましては、今年度で全て完了する見込みでございます。

○7番（味岡 恭君） 林道関係が令和11年度までかかるということなんですが、あと5年ぐらいかかるんですかね。そうしたときに、木の伐採なんかに関係はしてこないんですか、お尋ねをいたします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 間伐等ですね、計画を変更せざるをえないという場面もございましたので、今後また復旧工事と併せて作業の方も計画を見直すということで考えております。

○7番（味岡 恭君） 伐採もですけど、木が大きくなりすぎて、伐採期を逃すというかな、安くなるというか木が。そういうのはないんですか。

○農林振興課長（浅田 徹君） 多くの林分がもう50年生適正伐期を超えていますので、基本的に大きい材が出てくることはあろうかと思っております。ここ数年でそれが影響するかは考えておりません。

○5番（椎葉弘樹君） 既に議決事項ではございますが、繰り越しの理由について、確認したいところがありますので2点ほど質問したいと思います。

4ページの、2番と3番のシステム改修事業についてです。これについては繰り越し理由が、進捗状況を踏まえるとしか書いてないんですが、繰り越し理由についてお尋ねしたいと思います。

○税務町民課長（佐藤 大君） このシステムの改修につきましては戸籍法及び、住民基本台帳法が改正され、国の補助金を活用して、旧氏字及び旧氏のふりがなを、住民票それから戸籍の方に載せるシステム改修です。これは国の補助金を使って実施するため、国の補助金がまだついてない状態で予算化はできませんので、それを待った上で繰り越しをしたというのが理由でございます。以上です。

○5番（椎葉弘樹君） 実際ここ説明のところに書く理由としては、今ご答弁されたような内容を書くのが本来だと思いますので、今後はぜひ具体的な理由について、記述していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○税務町民課長（佐藤 大君） はい。ちょっと説明の方がですね、詳細なようには書いてございませんでしたので、今のような答弁のような形で記載をさせていただきたいと思います。以上です。

○5番（椎葉弘樹君） あともう1点、8項の橋梁点検業務委託事業についてです。これについて理由が書いてありませんので、これについても理由を確認したいと思います。

○建設水道課長（高木堅介君） 年度内完了が困難なためということでございますが、まずこの橋梁点検につきましては、契約が1月末でございまして、34橋ございまして、その34橋すべての点検が、年度内完了が難しいということでございます。

○5番（椎葉弘樹君） その点検が難しいという理由は、人員不足なのか、それとも、ほかの理由なのかについてお尋ねします。

○建設水道課長（高木堅介君） この事業につきましては、補正予算で追加配分されたものございまして、契約も遅くなって繰り越しありきの事業でございます。

○5番（椎葉弘樹君） これについても先ほどの税務町民課の答弁と一緒に、理由は、しっかり書いていただきたいので、今後のご対応についてお尋ねしたいと思います。

○建設水道課長（高木堅介君） 議員ご指摘の通り、もう少し詳しくですね、今後説明文を作りたいと思います。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔ありません〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで、報告第2号「令和7年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第3号 令和7年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（金子光喜君） 日程第3、報告第3号、「令和7年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第3号、「令和7年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」ご説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度湯前町水道事業会計予算の一部を令和8年度に繰り越すので報告をするものでございます。詳細につきましては、課長より説明させますどうぞよろしくお願い申し上げます。

○建設水道課長（高木堅介君） 報告第3号、「令和7年度湯前町水道事業会計繰越明許

費計算書の報告について」ご説明いたします。2ページをお願いします。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰り越しです。款1資本的支出、項1建設改良費において、事業名、上猪地区送水管更新工事。翌年度繰越額8,600万円。次に事業名、瀬戸口辻地区配水管更新工事、翌年度繰越額4,000万円。

以上2件の翌年度繰越額合計は1億2,600万円となります。いずれも国土強靱化第一次補正の追加配分に伴い、2月議会臨時会で補正したものでございまして、年度内完了が困難なため、繰り越したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで、報告第3号「令和7年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第36号 物品購入契約の締結について

○議長（金子光喜君） 日程第4、議案第36号、「物品購入契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第36号、「物品購入契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。湯前町立小学校、学習者用コンピューターの購入について、物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育課長（赤池寛子君） 議案第36号、「物品購入契約の締結について」ご説明いたします。

- 1、契約の目的は、湯前町立小学校学習者用コンピューターの購入でございます。
- 2、契約の方法は随意契約（プロポーザル方式）でございます。
- 3、契約の金額は823万8,560円でございます。
- 4、契約の相手方は、住所、福岡県福岡市中央区大名2-9-27。名称、株式会社内田洋行九州支店、支店長、坂口秀雄氏でございます。なお、次のページに仮契約書の写しを添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○3番（西 靖邦君） 本件は随意契約（プロポーザル方式）により、契約相手方を選定されていますが、これは公募型プロポーザル方式と指名型プロポーザル方式のいずれ

により実施されたのか伺います。

○教育課長（赤池寛子君） このプロポーザルに関しましては、熊本県で一括して共同調達事業というもので行っているものでありまして、熊本県の方で、公募によってプロポーザルを実施しております。

○3番（西 靖邦君） そしたらその業者は何社入ったかわからんのですか。1社。

○教育課長（赤池寛子君） 今回2社でございました。

○3番（西 靖邦君） その2社ということはその選定にあたってはですね、価格中心の入札では十分評価できない、性能、品質及び提案力をどのような事情で基準で評価し、発注者として最も適切な提案者を選定されたのか伺います。さらに、契約金額の妥当性について、どのような検証や価格交渉を行ったのか伺います。

○教育課長（赤池寛子君） この件につきましては県の方で入札を行いまして業者も決定されておりますので、湯前町の方で直接発注してるわけではございませんので詳細につきましてはちょっと、お答えしかねる部分がございます。

○3番（西 靖邦君） これ熊本県にこの辺自治体は一緒ですか。みんな一括で。そういうことを、私初めて聞きましたけども。

○教育課長（赤池寛子君） GIGAスクールの構想の第二期の更新時期というのが、昨年、令和7年度から参っておりまして、熊本県の方でまとめまして、令和8年度に共同調達をする湯前町、それから関係市町村ですね、県の方のプロポーザルの審査会の方に参加いたしまして、実施しているという事業でございます。

○3番（西 靖邦君） 熊本県で一括発注やから内田洋行が出てきた訳。町単独時代で内田洋行まで行き着かないかなとそういう感じがあったもんですから、過ぎました、すいません。

○7番（味岡 恭君） 物品購入契約書という仮契約書でございますが、収入印紙はいらないんですかね。

○教育課長（赤池寛子君） 物品売買契約の方には不要となっております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、「物品購入契約の締結について」を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。

したがって、議案第 36 号は原案の通り可決されました。

-----○-----

**日程第 5 議案第 38 号 令和 8 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について**

○議長（金子光喜君） 日程第 5、議案第 38 号、「令和 8 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 38 号、「令和 8 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 113 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,011 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務町民課長（佐藤 大君） 議案第 38 号、「令和 8 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」説明いたします。今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正となります。9 ページ以降に、給与費明細書等を掲載しておりますが、事項別明細書を使って説明いたします。

8 ページをご覧ください。事項別明細書、歳出から説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 2 一般職給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費については、人事異動により変更となった人件費をそれぞれ、28 万 6,000 円。73 万 6,000 円、10 万 8,000 円更正減額しました。

次に、歳入について、7 ページをご覧ください。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 4 職員給与費等繰入金は、一般会計からの職員給与費等繰入金 113 万円を更正減額しました。

以上、歳入歳出合計それぞれ 113 万円を更正減額する補正予算となります。よろしく申し上げます。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○6 番（森山 宏君） 4 ページのですね、保険給付で 6 番目に、傷病手当金っていうのがあります。多分これコロナの時に社会情勢を見て傷病手当金っていうのが国保に初めてできたと思うんですけども。実績が、あるのか、また、これは時限だったんですかね。廃目してもいいんじゃないかな。国保では傷病手当金はないと思うので。廃目してもいいんじゃないかと思うんですけども。

○税務町民課長（佐藤 大君） ここの傷病手当金については私の方もですね、まだ理

解していないところですので、後程調べて回答させていただきます。もうし訳ございません。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

森山議員。ただ今の質疑に対しての答弁が十分ではなかったわけですが、それでよろしいでしょうか、そのままで。特に関係しないのでいいですかね。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、これから議案第 38 号、「令和 8 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 38 号は原案の通り可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 39 号 令和 8 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第 6、議案第 39 号、「令和 8 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 39 号、「令和 8 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 22 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 9,506 万 1,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 議案第 39 号、「令和 8 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」ご説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出からご説明いたします。今回の補正は、4 月の人事異動に伴う人件費に関する補正予算計上と、介護保険制度改正に伴いますシステム対応委託料を計上しました。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。8ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴います一般職員2名分の給料及び職員手当等を補正計上しました。また、財源として一般会計繰入金、事務費繰入金を更正減額しました。

次に、節12委託料に、介護保険制度改正に伴うシステム対応委託料67万8,000円を計上しました。これは、令和8年8月1日施行されます、介護保険制度改正に伴う既存システムの追加改修業務となります。今回の、本システム改修に関わる制度改正の趣旨は、負担能力に応じた負担を図る観点から、介護施設における居住費の助成であります。特定入所者介護（予防サービス費）の負担限度額の見直しによるものです。これにより、住民へ交付する介護保険負担区分認定書の様式が改正されることに伴いまして、必須の改修業務となります。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、認定調査に係る会計年度任用職員2名分の人件費を合計54万8,000円更正減額しました。また、財源として一般会計繰入金、事務費繰入金を更正減額しました。

款3地域支援事業費、項1介護予防日常生活支援サービス事業費、目1介護予防日常生活支援サービス事業費は、介護予防事業に係ります会計年度任用職員1名分の人件費について、令和8年度からの新規採用職員の条件に基づき調整し、合計19万1,000円を計上しました。また、財源として、介護保険料、国庫補助金、支払基金交付金、県補助金、一般会計繰入金に、それぞれの負担割合に基づき、増額計上しました。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページをご覧ください。歳出で説明しております人件費の調整分計上については、説明を省略いたします。款3国庫支出金、項2国庫補助金目録、介護保険事業国庫補助金は歳出で計上しております、システム対応補助金を上限補助率2分の1の33万8,000円計上しました。なお、付属書類として、9ページから12ページまで、給与費明細書を添付しております。説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、「令和8年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 39 号は原案の通り可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 40 号 令和 8 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第 7、議案第 40 号、「令和 8 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 40 号、「令和 8 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算の補正につきましては、収益的支出予算の額から、173 万 1,000 円を減額し、額を 6,615 万 9,000 円とするものでございます。また、資本的支出は予算の付け替えとなるところでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第 40 号、「令和 8 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び、水道技術管理者資格取得に係る経費のほか、工事費不足等に伴う予算の組み替えを行うものです。

2 ページをお願いします。第 2 条収益的支出の補正につきましては、湯前町水道事業会計予算第 3 条に定めた、収益的支出の予定額を補正するものです。第 1 款水道事業費用は、173 万 1,000 円を減額し、補正後の合計を 6,615 万 9,000 円とするものです。第 3 条資本的支出の補正につきましては、予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を補正するものです。第 1 款資本的支出は、工事請負費と委託料の増額予算の組みかえのため、補正予定額プラスマイナス 0 円で、補正前補正後の合計は、同額の 4,494 万 3,000 円とするものです。第 4 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員 1 名分 1 年間の予算とするものです。

9 ページをお願いします。「令和 8 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）」の見積り基礎によりご説明いたします。まず収益的支出は、款 1 水道事業収益、項 1 営業費用、目 4 総係費、節 1 給料から節 4 法定福利費までは、人事異動に伴う職員 1 名分の人件費を減額補正しました。節 5 旅費 34 万円及び節 13 負担金、26 万円は、水道技術管理者資格取得講習会に係る旅費と受講料をそれぞれ計上しました。水道技術管理者につきましては、水道法第 19 条において、水道事業者は水道の管理について、技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者 1 人を置かなければならないとされております。今年度水道係の職員 1 名が、資格を取得するものでございます。なお現在、建設水道課に在籍している職員では、ほかに 2 名がこの資格を取得している状況でございます。

次に、資本的支出は、第1款資本的支出、項1建設改良費、目2給排水設備改良費は、節1工事請負費と、節2委託料において、700万円の予算組み替えを行うものです。工事請負費は、送水管更新工事費の不足分を増額し、委託料は、送水管布設工事設計業務委託を令和9年度に実施することとし、減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、「令和8年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）」について」を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第40号は原案の通り可決されました。

ここで休息のため休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

—————○—————

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

—————○—————

日程第4 議案第2号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（金子光喜君） 日程第8、議案第41号「令和8年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）」について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第41号。「令和8年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算の補正につきましては収益的収入及び支出の総額に、収入支出それぞれ14万9,000円を追加し、収入、予算の額を1億5,078万円に、支出予算の額を1億5,357万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第41号、「令和8年度湯前町下水道事業会計補正

予算（第1号）について」ご説明いたします。今回の補正は、令和8年度の共済費負担率確定に伴う、共済費不足分を補正するものでございます。

2ページをお願いします。第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、湯前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入の第1款下水道事業収益は、14万9,000円を一般会計から繰り入れ、補正後の合計、1億5,078万円とするものです。

次に支出の第1款下水道事業費用は、14万9,000円を追加し、補正後の合計を1億5,357万7,000円とするものです。第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員1名分、1年間の予算とするものです。第4条、他会計からの補助金につきましては、今回の補正により、一般会計から経費補助金の額を、7,840万5,000円とするものです。

9ページをお願いします。「令和8年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）」見積もりの基礎によりご説明いたします。収入は、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3、一般会計補助金に、14万9,000円を計上しました。

次に支出は、款1水道事業費用、項1営業費用、目3、総係費、節5法定福利費に、市町村共済組合負担金、14万9,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） 質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、「令和8年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第41号は原案の通り可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第42号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第9、議案第42号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 42 号、「工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

農林第 30 号、辻沈砂地整備工事について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○農林振興課長（浅田 徹君） それでは議案第 42 号、「工事請負契約の変更について」ご説明いたします。

- 1、契約の目的は農林第 30 号辻沈砂池整備工事となります。
- 2、契約の方法につきましては変更ございません。
- 3、契約の金額におきまして、変更前が 6,105 万円。変更後が 6,462 万 5,244 円で、357 万 5,244 円の増額変更となります。
- 4、契約の相手方は変更ございません。

今回の変更増額につきまして主な内容ですが、1つ目が構造物取壊工におきまして、無筋コンクリート 24 点、5 トンが増加をしております。これは掘削の結果出てきた、旧水路の部分となります。2つ目が、土留め壁工延長が 67 メートルを追加施工しております。こちらは隣地所有者との協議により追加をするものです。3つ目が取り付け道路工事のアスファルト舗装、223 平方メートルの追加施工を計上いたしました。最後に 4つ目となります。仮設道路これは直接仮設費で算定するものですが、鉄板敷 325 平方メートルの追加を見込んでおります。参考資料としまして、変更請負仮契約書を 2 ページに添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○3 番（西 靖邦君） 山留の支保工も追加ですね。その山留、隣地で施工する場合、最初からその山留が必要かと思うんですけどね、要はその法を切らなあかんでしょと。その隣地に迷惑かかりますわな。そういうのを何でその、指定仮設とかでそういうことで、発注しなかったのですか。その辺を伺います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 今回の土留壁工の追加ですけども、隣の農地との境界に施工するものでございます。農地との境を当初は、法面で見えておりますけども、コンクリート構造物で仕上げて欲しいという要請があったものですけども、後々の管理を考えますと、必要なものと判断させていただいております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 42 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 42 号は原案の通り可決されました。

-----○-----

日程第 10 同意第 1 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 11 同意第 2 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 12 同意第 3 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 13 同意第 4 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 14 同意第 5 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 15 同意第 6 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 16 同意第 7 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 17 同意第 8 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（金子光喜君） 日程第 10 から日程第 17 までは、同じ人事の案件でありますので、一括議題についてお諮りします。

日程第 10、同意第 1 号。日程第 11、同意第 2 号。日程第 12、同意第 3 号。日程第 13、同意第 4 号。日程第 14、同意第 5 号。日程第 15、同意第 6 号。日程第 16、同意第 7 号。日程第 17、同意第 8 号を一括とし、説明及び質疑を一括して行った後、討論を省略し、個別に採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって同意第 1 号、同意第 2 号、同意第 3 号、同意第 4 号、同意第 5 号、同意第 6 号、同意第 7 号、同意第 8 号の、「湯前町農業

委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） それでは、同意第1号から同意8号までを一括して、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

まず初めに、同意第1号でございます。ご覧いただきたいと存じます。住所が湯前町4057番地1、氏名、永田平馬さんでございます。生年月日が昭和30年11月17日のお生まれでございます。水稲飼料作物を中心とした農業経営をされている認定農業者でございます。地元区長からなどの推薦があり、人格識見等も大変優れておられ、適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次をご覧いただきたいと思っております。同意2号についてでございます。住所湯前町1058番地3、氏名、深水茂さんでございます。生年月日が昭和34年1月28日の大丸でございます。水稲を中心とした農業経営をされております。現在は、農地利用最適化推進委員であるため、農業委員会委員として初めての委員候補者でございます。人格識見ともに大変優れておられ、適任者であり、同意を求めるものでございます。

次をご覧いただきたいと思っております。同意3号でございます。住所湯前町2595番地、氏名、深水信俊さんでございます。生年月日が昭和45年4月21日のお生まれでございます。水稲を中心とした農業経営をされている認定農業者でございます。初めての委員候補者でございますが、意欲的に農業に取り組められております。人格識見ともに大変優れており、適任者であり、委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次をご覧いただきたいと思っております。同意第4号でございます。湯前町3097番地、氏名、大石光治さんでございます。生年月日が昭和47年6月21日の生まれでございます。水稲、メロン、キュウリを中心とした農業経営をされており、認定農業者でございます。人格識見ともに大変優れておられ、適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次をご覧いただきたいと存じます。同意第5号でございます。住所湯前町4501番地、氏名、篠原一久さんでございます。生年月日が昭和44年8月15日のお生まれでございます。水稲飼料作物を中心とした農業経営をされており、認定農業者でおられ、また初めての委員候補者でございますが意欲的に農業に取り組まれており、地元農業者からの推薦もあり、人格識見ともに大変優れておられ、適任者であり、委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次をご覧いただきたいと存じます。同意第6号でございます。住所、湯前町235番地

1、氏名、前川敏幸さんでございます。生年月日が昭和 37 年 8 月 5 日のお生まれでございます。水稲、花卉を中心とした農業経営をされており、認定農業者であられ、また現在、農業委員会会長として会をまとめられておられます。地元区長からの推薦があり、人格識見ともに大変すぐれておられ適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次をご覧いただきたいと存じます。同意 7 号でございます。住所湯前町 1739 番地 1、氏名、栗秋玲子さんでございます。生年月日が昭和 35 年 12 月 24 日の生まれでございます。ご夫婦で繁殖牛と飼料作物などを中心とした農業経営をされており、認定農業者でもございます。初めての委員候補者ですが、意欲的に農業に取り組まれています。人格識見ともに大変優れておられ、適任者であり、委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次をご覧いただきたいと思っております。同意 8 号でございます。住所湯前町 1661 番地 1、氏名、浜崎睦子さんでございます。生年月日が昭和 31 年 6 月 5 日のお生まれでございます。中立委員として選考された方になります。人格識見ともに大変優れておられ、適任者であり引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

なお、以上 8 名の候補者の選考につきましては、湯前町農業委員会委員候補者選考委員会の運営等に関する条例の定めにより、選考委員会を開催し、全会一致で 8 名の方は、候補者として適任者である旨の報告を受けておるところでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（金子光喜君） 以上で説明を終わり。一括して質疑を行います。

発言を許します。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから同意第 1 号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって同意第 1 号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） これから同意第 2 号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第2号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） これから同意第3号、湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第3号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） これから同意第4号、湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第4号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） これから同意第5号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第5号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） これから同意第6号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第6号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） これから同意第7号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、こ

れに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第7号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） これから同意第8号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第8号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第16 同意第7号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（金子光喜君） 日程第18、同意第9号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

同意第9号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所湯前町1989番地の2、氏名、椎葉源二さんでございます。役場職員としてお勤めの際、税務町民課長等を歴任され、固定資産に関する経験や専門的知識も豊富であり、また今回で3期目となられますが、その職務について、真摯に取り組んでいただいております。適任者であると考え、選任の同意をお願いするものでございます。

以上どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（金子光喜君） 以上で説明を終わり、質疑を行います。発言を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって討論を省略することに決定しました。

これから同意第9号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める

ことについて」を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第9号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第19 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会）

○議長（金子光喜君） 日程第19、「委員会報告」。各常任委員会における所管事務の調査が終了しタブレットに掲載の通り、報告書が議長宛提出されています。この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
以上で委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第20 議員派遣について

○議長（金子光喜君） 「議員派遣について」を議題とします。お諮りします。議員派遣については、タブレットに、掲載の一覧表の通り派遣することとし、また、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表の通り、派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議員派遣について総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（金子光喜君） 日程第21、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 22 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（金子光喜君） 日程第 22、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 23 広報常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（金子光喜君） 日程第 23、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（金子光喜君） 日程第 24、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で、すべての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） これで、令和8年第5回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時37分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議